

平成21年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

平成21年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成21年2月12日

午前10時 開議

1. 出席議員

| | |
|-------|----|
| 菱田明儀 | 議員 |
| 山本邦夫 | 議員 |
| 横山博 | 議員 |
| 上林昌三 | 議員 |
| 原田周一 | 議員 |
| 森田泰雄 | 議員 |
| 相原佳代子 | 議員 |
| 園崎弘道 | 議員 |
| 藤城光雄 | 議員 |
| 若山憲子 | 議員 |
| 塚本五三藏 | 議員 |
| 吉田貞夫 | 議員 |
| 浅見健二 | 議員 |
| 小山勝利 | 議員 |
| 菅野多美子 | 議員 |
| 関谷智子 | 議員 |
| 平田研一 | 議員 |
| 水谷修 | 議員 |
| 矢野友次郎 | 議員 |
| 山崎恭一 | 議員 |

2. 欠席議員

| | |
|-----|----|
| 細見勲 | 議員 |
| 岩田剛 | 議員 |

3. 説明のため出席した者

| | |
|------|--------|
| 久保田勇 | 管理者 |
| 橋本昭男 | 副管理者 |
| 明田功 | 副管理者 |
| 坂本信夫 | 副管理者 |
| 奥田光治 | 副管理者 |
| 汐見明男 | 副管理者 |
| 吉村弘 | 専任副管理者 |
| 小沢章広 | 収入役 |
| 稲石義一 | 事業部長 |
| 浅田清晴 | 施設部長 |
| 桑野信一 | 理事 |

| | |
|---------|--------------|
| 村 主 安 男 | 理 事 |
| 芦 原 昇 | 企画参事 |
| 新 井 勉 | 広報情報課長 |
| 今 西 敏 輝 | 業務課長 |
| 杉 崎 雅 俊 | 施設課長 |
| 革 島 昇 治 | 会計課長 |
| 平 田 敏 博 | クリーンピア沢所長 |
| 福 井 均 | クリーン21長谷山所長 |
| 西 山 正 和 | 折居清掃工場長 |
| 橋 本 茂 | エコ・ポート長谷山所長 |
| 大 田 博 之 | 奥山リユースセンター所長 |
| 谷 口 幸 信 | グリーンヒル三郷山所長 |

4. 職務のため議場に出席した職員

| | |
|---------|---------|
| 宇 野 敏 彦 | 議会事務局 |
| 橋 本 哲 也 | 企画財政課係長 |

5. 議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて
(議案第1号 管理者提出)
- 日程第 5 平成20年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)
(議案第2号 管理者提出)
- 日程第 6 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛
生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一
部を改正する条例を制定するについて
(議案第3号 管理者提出)
平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算
(議案第4号 管理者提出)
- 日程第 7 休会について

6. 会議に付議した事件

日程第1～日程第7

午前9時58分 開会

○矢野 友次郎議長 おはようございます。

会議前に、ご報告をいたします。細見 勲議員、岩田 剛議員より、欠席の届け
出がありますので、ご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は、20名であります。既に定足数に達しておりますので、
2月定例会は成立をいたしました。

これより平成21年2月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○矢野 友次郎議長 日程に入る前に先立ち、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） おはようございます。議長のお許しにより、一言ご挨拶申し上げたいと思います。このたび、引き続きまして宇治市長として、市政を担当することとなりまして、これに伴いまして、改めて本組合構成市町の首長の互選によりまして、引き続き城南衛生管理組合管理者の御指名を頂きました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

ご案内のとおり、今日地球温暖化をはじめ環境問題は、私たちの世代をはじめ次世代以降の人類の健康と生命を守るために地球全体で取り組むべき大変重要な課題となっているところでございます。

本組合におきましても、構成市町と連携協力を強めながら、「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」の3Rを基調に、安心して適正な廃棄物の処理に最大の努力を傾注しながら、クリーン21長谷山におけますごみ発電の効果を地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」にも反映させるなど地球環境を視野に入れた廃棄物処理行政を進めてまいりました。今後、なお一層、安心安全な廃棄物処理事業の推進と循環型社会の構築に努力を続けてまいる決意でございます。

又、アメリカ発の世界同時不況の波が本組合の運営にも及んでおりまして、大変厳しい財政状況にございますが、行財政改革の歩みも止めることなく、住民感覚に沿った運営に一層努めまして、この難局を克服いたして参る所存でございます。

議会の皆様方におかれましても、これまでと同様、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、管理者就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第1 諸報告

○矢野 友次郎議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果3件につきましては、それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○矢野 友次郎議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、森田泰雄議員、菅野多美子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○矢野 友次郎議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

○矢野 友次郎議長 おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの43日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期、定例会の会期は、43日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○矢野 友次郎議長 次に、日程第4、議案第1号、議案第1号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月28日から久御山町の区域内におけます、字の名称が変更されますことに伴います所要の改正を行うため提案をいたすものでございます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○矢野 友次郎議長 これより質疑に入ります。

○矢野 友次郎議長 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて質疑を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより討論に入ります。

○矢野 友次郎議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて討論を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより議案第1号を採決致します。議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○矢野 友次郎議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平成20年度城南衛生管理組合一般会計
補正予算(第2号)

○矢野 友次郎議長 次に、日程第5、議案第2号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第2号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第2号の提案理由の御説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,217万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ53億3,309万7千円と致すものでございます。

補正予算の概要につきましては議案の他に、お手元の議案第2号資料のとおり、まとめさせて頂いたところがございますので、この議案資料によりまして、補正予算の主な内容を御説明申し上げたいと存じます。

先ず1ページ、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料で、職員駐車場の使用料徴収に伴いまして行政財産使用料110万7千円を追加し、ごみ処理手数料で事業系可燃ごみの減少に伴いまして、1,654万2千円を減額いたしましたことから、増減差引1,543万5千円を減額致しております。なお、衛生手数料の内訳につきましては、4ページに記載のとおりとなっております。次に府支出金では、クリーンピア沢及びエコポート長谷山の施設改修事業につきまして京都府未来づくり交付金が措置されることとなりましたことから449万9千円を追加いたしております。次に財産収入では、5ページに記載をいたしております資源化物売払収入の明細表のとおり、ペットボトル・鉄・アルミの売却価格が大幅に下落を致しますなど、増減差引584万9千円を減額致しております。次に繰入金で、退職手当等の財源の一部として、財政調整基金から1,455万7千円を繰り入れております。又繰越金で平成19年度決算剰余金4,778万1千円を計上致しております。なお、繰越金のうち、2,389万円を退職手当等の財源の一部として充当し、残る2分の1相当額、2,389万1千円につきましては財政調整基金に積立てることと致しております。これによりまして、平成20年度末の基金現在高見込みは、4,507万6千円となっております。次に諸収入では、クリーン21長谷山へのごみ搬入量の減少に伴う発電効率の低下により、発電収入で1,104万8千円を減額致しておりますが、一方で、船井郡衛生管理組合から依頼のございましたごみ焼却処理の行政協力により、受託事業収入など合計4,815万7千円を追加いたしましたことから、増減差引3,710万9千円を増額致しております。次に、組合債では、対象となります事業費の契約減などによりまして1,210万円を減額致しております。次に市町分担金でございますが、ただ今御説明を申し上げましたとおり、ごみ処理手数料及び財産収入などの財源が減少いたしまし

たが、一方で受託事業収入の追加などによりまして、1ページ上段の表のとおり、4,838万9千円を、構成市町にお返しできることとなったところでございます。なお、平成20年度の市町別分担金総額は3ページで一覧表にまとめておりますので御参照を賜りたいと存じます。

次に2ページ歳出でございますが、主な補正内訳と致しましては、人件費で、総額2,834万7千円を追加をいたしております。この内訳は、一般管理費で、特別希望退職1人、普通退職1人、計2人分の退職手当など合計3,844万7千円を追加をし、又清掃総務費で、途中退職等に伴う給与費の一部減など合計1,010万円を減額致したものでございます。なお、一般管理費の補正額3,844万7千円の財源につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、繰入金及び繰越金で賄うことと致しております。次に物件費では、2,542万4千円を減額致しております。この内訳は、議会費及び一般管理費で行政視察旅費等の一部減、123万8千円、臨時職員賃金の一部減など316万7千円、又クリーンピア沢運転管理業務委託料等の契約減785万9千円、ごみ搬入量の減少に伴います焼却灰運搬処分委託料等の減674万7千円などでございます。次に補助費では、京都府木津川流域下水道の平成19年度木津川流域排水量の確定に伴います組合負担分759万7千円及び魚アラ搬入量の増加に伴う京都市への処理負担金329万8千円、合計1,089万5千円を追加計上致しております。次に普通建設事業費では、折居清掃工場改修整備工事費等の契約減など、合計1,548万7千円を減額致しております。次に公債費その他で、平成19年度債の借入利率等の減少に伴いまして、49万9千円を減額致しました他、積立金で前年度決算剰余金の2分の1相当額、2,389万1千円及び基金運用収入45万円を追加致しております。

以上が、補正予算の主な内容でございます。これを議案第2号として補正予算書を編成いたしております。よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野 友次郎議長 これより質疑に入ります。

○矢野 友次郎議長 質疑はございませんか。水谷 修議員

○水谷 修議員 今説明で、事業系ごみの減ということをおっしゃられましたけれども、これは事業所で色々ごみの減量に取り組まれた結果ということなのか、何処か別の所に行っているとか、或いは不況の影響なのか、その辺の理由等について、推察しているところがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。それから、先ほど説明で、ペットなどの単価が下がったということですが、ペットは確かに単価が下がっているのですが、アルミは予算に比べて単価は、平均すれば無茶苦茶上がっています。だけど量は無茶苦茶減っているということから、マイナスになっているように見受けられますが、このアルミが量が減っているというのは、何処に要因があるのか、少し説明と対応策についてお伺いするものであります。

○矢野 友次郎議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。事業系ごみの減量している理由なのですけれども、これは一つは、ある事業者さんが紙ごみをリサイクルしてくれということで、排出事業者の方をお願いをしているというのが一つは大きな要因かと思われまます。そして、ごみが減るといのはもう一つとしては、やっぱり不況になりますとごみも減るといのが言われていますので、それも一つの要因かなと考えています。それからアルミ缶が減った要因なのですけれども、ここ数年来、抜き取りといすることで、それぞれの市町さんも悩んでおられることと思われまますけれども、そのことが減量している要因の一つであります。それと一方では、自治会さん辺りで取り組んでおられる所もございまして、それも一つの要因かなと思われまます。それともう一つ、やはり缶類がペットボトルに変わっていくというようなところも一つの要因といことで考えております。それと対策なんですけれども、抜き取りなんかに関しましては、各市町さんそれぞれステーションに張り紙をして頂いたりとか、そういう啓発をして頂いて、防止に努めて頂いている状況でございます。以上でございます。よろしくお願ひ致します。

○矢野 友次郎議長 他に質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○矢野 友次郎議長 これにて質疑を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより討論に入ります。

○矢野 友次郎議長 討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○矢野 友次郎議長 これにて討論を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより議案第2号を採決致します。議案第2号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○矢野 友次郎議長 起立全員であります。
よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについて
議案第4号 平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算

○矢野 友次郎議長 次に、日程第6、議案第3号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについて、及び、議案第4号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算の、2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第3号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合におけます地域手当につきましては、お手元の議案資料のとおり、平成20年度から段階的に削減をし、平成22年度には従前の9%から6%とする計画を進めているところでございます。本案は、専任副管理者及び管理職員につきましては、この削減計画の適用を前倒し致しまして、平成21年度から6%とするため、提案をいたすものでございます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、議案第4号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年度の予算編成にあたりましては、組合運営における基本方針でございます、一つには、安心安全な工場運営、二つに、住民感覚に沿った行財政改革、三つには、循環型社会の構築に向けた事業の推進、この三つの基本方針を柱に、引き続きまして、給与見直しと職員数の削減及び民間委託方式による工場運営を一層進めますなど歳出総額の縮減に努めたところでございます。

平成21年度の歳入歳出予算の総額は、お手元の議案第4号資料の1ページに記載を致しておりますとおり、前年度の当初予算から0.6%、3,204万5千円増加をし、53億4,296万9千円を計上致しております。

平成21年度は、団塊の世代の定年退職に伴います財政負担が依然として重く続きます中、クリーン21長谷山建設事業債の償還などに伴い、公債費が対前年度比約2億5千万円と大きく増大する年度にあたりますこと、さらには歳入面で資源化物の売却価格が大幅に下落するなど分担金への負担が高まり、一層厳しい財政状況が見込まれたところでございます。このため、折居清掃工場の運転の一部民間委託やクリーン21長谷山の委託範囲の拡大をはじめ、平成21年度の正規職員数を対前年度比14名減の112名とするとともに、専任副管理者及び管理職員に係る地域手当並びに管理職手当定額化の前倒しを行います他、各工場の定期点検整備工事計画の見直しによる経費の縮減など、市町分担金の増嵩の抑制にあらゆる努力を致したところでございます。その結果、平成21年度の市町分担金は、議案第4号資料17ページの附表1に記載をいたしております、事業費及び分担金の推移のとおり、概ね平成19年度決算額水準である40億円台前半の規模におさまったところでございます。

以上の内容につきまして、議案第4号、平成21年度一般会計予算書及び予算説

明書のとおり編成を致したところでございます。よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○矢野 友次郎議長 これより質疑に入ります。

○矢野 友次郎議長 質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて質疑を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 おはかりいたします。

ただいま議題となっております、議案第3号及び議案第4号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、休会中も継続して審議をすることに決定いたしました。

○矢野 友次郎議長 おはかりいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により議長において、菱田明儀議員、山本邦夫議員、原田周一議員、岩田 剛議員、園崎弘道議員、若山憲子議員、塚本五三蔵議員、小山勝利議員、関谷智子議員、平田研一議員、水谷 修議員以上の11名を指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○矢野 友次郎議長 ただいま選任されました、予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長の内選を行ない、その結果を議長まで報告願います。暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時30分 再会

○矢野 友次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において正・副委員長を内選の結果、委員長には、平田研一議員が、副委員長には、原田周一議員が、それぞれ当選されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第7 休会について

○矢野 友次郎議長 次に、日程第7、休会についてを議題といたします。

おはかりいたします。議事の都合により2月13日から3月25日までの41日間を休会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月13日から3月25日までの41日間を休会することに決定いたしました。

○矢野 友次郎議長 以上をもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

○矢野 友次郎議長 次回は、3月26日、午前10時から会議を開きます。

尚、一般質問の通告締切は2月27日、午後5時15分までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

以上でございます。ごくろうさまでした。

10時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 矢野 友次郎

副議長 横山 博

議 員 森田 泰雄

議 員 菅野 多美子

第 2 号

平成20年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録（第2号）

平成21年3月26日
午前10時 開議

1. 出席議員

| | |
|-------|----|
| 菱田明儀 | 議員 |
| 細見勲 | 議員 |
| 山本邦夫 | 議員 |
| 横山博 | 議員 |
| 上林昌三 | 議員 |
| 原田周一 | 議員 |
| 岩田剛 | 議員 |
| 森田泰雄 | 議員 |
| 相原佳代子 | 議員 |
| 園崎弘道 | 議員 |
| 藤城光雄 | 議員 |
| 若山憲子 | 議員 |
| 塚本五三藏 | 議員 |
| 吉田貞夫 | 議員 |
| 浅見健二 | 議員 |
| 小山勝利 | 議員 |
| 菅野多美子 | 議員 |
| 関谷智子 | 議員 |
| 平田研一 | 議員 |
| 水谷修 | 議員 |
| 矢野友次郎 | 議員 |
| 山崎恭一 | 議員 |

2. 説明のため出席した者

| | |
|------|--------|
| 久保田勇 | 管理者 |
| 橋本昭男 | 副管理者 |
| 明田功 | 副管理者 |
| 坂本信夫 | 副管理者 |
| 奥田光治 | 副管理者 |
| 汐見明男 | 副管理者 |
| 吉村弘 | 専任副管理者 |
| 小沢章広 | 収入役 |
| 稲石義一 | 事業部長 |
| 浅田清晴 | 施設部長 |
| 桑野信一 | 理事 |
| 村主安男 | 理事 |

| | | |
|----|----|--------------|
| 芦原 | 昇 | 企画参事 |
| 新井 | 勉 | 広報情報課長 |
| 今西 | 敏輝 | 業務課長 |
| 杉崎 | 雅俊 | 施設課長 |
| 革島 | 昇治 | 会計課長 |
| 平田 | 敏博 | クリーンピア沢所長 |
| 福井 | 均 | クリーン21長谷山所長 |
| 西山 | 正和 | 折居清掃工場長 |
| 橋本 | 茂 | エコ・ポート長谷山所長 |
| 大田 | 博之 | 奥山リユースセンター所長 |
| 谷口 | 幸信 | グリーンヒル三郷山所長 |

3. 職務のため議場に出席した職員

| | | |
|----|----|---------|
| 宇野 | 敏彦 | 議会事務局 |
| 橋本 | 哲也 | 企画財政課係長 |

4. 議事日程

| | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 諸報告について | |
| 日程第 2 | 一般質問 | |
| 日程第 3 | 議案第3号 | 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する 条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例を制定するについて |
| | 議案第4号 | 平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第5号 | 平成20年度城南衛生管理組合一般会計補正予 算(第3号) |
| 日程第 5 | 議会議案第1号 | 城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正 する条例を制定するについて |
| 日程第 6 | | 閉会中継続調査の申し出について |

5. 会議に付議した事件

日程第1～日程第6

午前10時00分 開議

○矢野 友次郎議長 おはようございます。ただ今の出席議員数は、22名であります。

既に定足数に達しておりますので、これより平成21年2月、城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○矢野 友次郎議長 日程第1、諸報告を行ないます。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第

1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 一般質問について

○矢野 友次郎議長 次に、日程第2、一般質問を行います。水谷 修議員

○水谷 修議員 おはようございます。一般質問を行いたいと思います。折居清掃工場の委託の問題であります。

一つ目の質問は、折居清掃工場では、高圧蒸気や苛性ソーダ等薬品の配管が破損したり、機器の故障がかなりの頻度で発生しているようでございますが、その状況について説明して頂きたいと思います。

二点目は、2006年12月に、こういう折居清掃工場精密機能検査報告書というものが出されています。私も詳しく始めて読みました。それによりますと、施設の状況について、焼却炉は、全体的に炉内耐火物の損傷が進行しており、従来の部分的な補修もほぼ限界と思われ、火格子の損傷も目立つ状況である。特に2号炉は1号炉に比べ損傷範囲が拡大している状況であり、2炉ともに大規模な補修が必要な状況である。ガス洗浄塔は内部の補修を行っているもののケーシングの腐食が著しい状況で周辺の装置、設備の老朽化の進行が著しい状態である。また、プラント系及び洗煙系排水処理設備は順次、整備を行ってきているが、全体的に老朽化及び機器類の腐食化が目立ち、すでに部分整備では限界の状態となっている。機器類の部品類はすでに製造中止となっている物も多く、今後の整備に支障が出る恐れも生じている。建設後20年以上使用している機器装置が多く、耐用年数の面から判断すると部分補修対応だけでなく大規模な整備を検討することが望ましいと、指摘しています。処理状況については、1号炉にて焼却灰の熱しゃく減量が5.4～5.6%と計画条件の5%を超えていることを指摘しています。更に総合所見として、ボイラーチューブの焼損等による減肉が著しく今後も肉厚測定検査に基づき部分的な取り替えを行う必要がある。排水処理に係る機器類の大半がすでに補修対応であり、排水処理設備定期点検整備工事等の、中長期計画の見直しが必要であるとしています。私も工場長のお世話になりまして、現地で詳しく教えて頂きました。素人目で見ても老朽化が著しかったと思います。こうした状況をどう認識しているのか、お考えを聞かせて頂きたいと思います。

三点目は、折居工場の運転委託契約・仕様書の第2条の2では、業務の研修について、業務が万全に遂行できる体制を整え受講することとなっています。業務体制である全員で研修を初めたのが先週だとお聞きしました。研修参加者の人数も含め、状況について説明して頂きたいと思います。

四点目はこのように老朽化した施設であり、運転・管理・修繕について、難しいものだと思いますが、委託できちんとできるのかどうか説明して頂きたいと思います。

5点目は現在、運転を委託していますクリーン21長谷山工場の灰溶融炉で、溶融炉の運転を止めるようなトラブルが何度か発生しているというふうに聞いて

いますが、説明して頂きたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

○矢野 友次郎議長 浅田施設部長

○浅田 清晴施設部長（登壇） ただ今の水谷議員の1つ目と2つ目のご質問について、お答えします。

折居清掃工場における、高圧蒸気や薬品の配管の破損、機器の故障等の発生状況についてであります。配管からの蒸気漏れや薬品の漏れは、24時間運転を行っている関係もあり、年に数回発生します。その場合は、営繕担当が現場の状況把握を行い、補修し、必要に応じてOH工事等の中で配管などの部分更新等を行い、円滑な稼動に努めております。次に、炉内の耐火物及び火格子の損傷についてであります。耐火物に関しましては、これまでから、OH工事で部分的な補修と中規模補修を計画的に行っており、また、火格子に関しましても、磨耗している個所の部分的な交換で十分対応できており、焼却施設に付きものの補修と考えております。次に、ガス洗浄塔ケーシングの腐食であります。ガス洗浄塔周辺装置には、水や薬品の配管があり、ケーシングはその保護カバーであります。ご指摘の錆などは見受けられますが、設備の機能に影響が出るものではありません。経費の節減も考慮しながら、維持管理に努めてまいりたいと考えています。次に、プラント系及び洗煙系排水処理設備の腐食の関係であります。一見、錆や廃液の付着が見受けられますが、設備の機能には何ら影響するものではありません。日頃の維持管理と保守点検に一層努めてまいります。次に、製造中止になっている機器類の部品についてであります。メーカーの責任により代替品も含め確保されることとなっております。調達した部品により適正に更新しているところであり、支障が生じたことはこれまでからありません。次に、焼却灰の熱しゃく減量であります。これは、ごみの未燃焼割合でありまして、機能検査時の測定においては、5%を若干超えていたものであります。通年的には、5%以下の計画条件を満たしておりますが、燃焼管理に一層留意してまいりたいと考えています。次に、ボイラーチューブの減肉であります。平成14年度から水管壁の取替工事を年次的に行っておりまして、平成22年度には完成する計画となっております。この計画は、延命化に直接寄与する主要事業と位置付けております。以上のように、限られた予算の中で優先順位も考慮しつつ、日々の焼却業務に支障がないよう創意工夫しながら全力を傾注しているところであり、お陰様で今日まで安全運転を続けております。この点につきましては、OH工事や老朽化対策工事を請け負うプラントメーカーにおいても、これまでの適正な補修工事や維持管理が、今日までの安心安全な操業に結びついているとの見解を頂いているところであります。また、今日までと同様に今後も必要な定期点検整備工事を行うことによって、さらに、10年から15年は安心安全に操業できるとの見解も得ているところであります。なお、精密機能検査をコンサルにお願いいたしますと、どうしてもその安全性の確保の観点から、手厚い整備が必要な記述となる傾向がありますが、真摯に検討しつつ、安心安全な工場運営と延命化に創意工夫を凝らし、引き続き全力を挙げてまいりたいと考えております。

次に、3つ目と4つ目のご質問についてお答えします。委託先企業の従業員研修であります。基本研修10日間を経て、現場研修に入って頂く計画とし、既に配置予定者全員が基本研修を終え、現場研修に入っております。配置従業員は、焼却施設の現役の運転管理技術者が中心であり、吹田市から6名、岸和田市貝塚市清掃施設組合から1名、和歌山県の田辺市から1名の計8名が、異動により配置されており、これらの従業員が所長や三つある班の班長に発令されます。この8名に3名の新規採用者を加え、合計11名の配置により、運転に万全が期されることになっております。また、受講状況は、非常に優秀で、録音機やカメラを使用して受講している人もあり、現役の経験者は非常に技術レベルが高いと折居清掃工場の職員も感想を述べています。次に、老朽化が一定進んでいる工場の委託であります。全国的にも、こうした工場が途中で委託されるケースもあります。また、昭和50年前後稼働の施設が、今日においても民間委託により運転を継続しているところもあり、何れも問題なく委託が履行されているとの照会結果であります。老朽化が委託の是非に影響するものではないと考えております。

次に、5つ目のご質問のクリーン21長谷山の溶融炉において、運転停止が伴うトラブルがあったかについてお答えします。初期稼働の数年間におきましては、どうしても種々トラブルが付きものでございまして、その期間を経て安定操業に入るのが一般的でございます。当工場におきましても、溶融炉の立上げ時にタップホールの隙間からスラグが漏れた事案、温度計の不良により念のため一時運転を停止した事案など数件あったところであります。こうした経験を踏まえ、1炉90日間の交互運転を有効に活用し、休止炉側の整備と運転前の点検を綿密に行うことにより、安心安全な運転に引き続き努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○矢野 友次郎議長 水谷 修議員

○水谷 修議員 ご丁寧に説明頂きまして、先ず、折居清掃工場の老朽化の進み具合
ご丁寧に説明頂きまして、先ず、折居清掃工場の老朽化の進み具合ですけれども、この報告書はコンサルに頼んだら大体、安全を留意するから、要するにきつい目に書きますもんですわと、実際は書いてあるほどひどいことはありまへんねんと、そういう説明でございましたけれども、本当にそうなのかなと思います。私、素人ですから現場を見ても目に見える範囲で、錆ているとか、老朽化がしてるとか、現場で聞いた、灰が水に沈まなくてそれを沈めるのに苦労して運転しておられるとか、そういう聞いた範囲、見た範囲でしか、私には分かりませんでしたけれども、一般的に機械も物が古くなってるというのは、私の目で見てもはっきり分かりました。この報告書自身にも私が先程読み上げたようにかなりの部分で老朽化が進んでいるということが書いてあります。そこでお伺いするのですが、この報告書の一番最後には、今後の保守整備案ということで、今後これをこの年度にはこういうふうに整備しなさいと書いてある訳です。これが実行されているのかどうか、お伺いしたいのですが、例えば、21年度にこうしなさいと書いてあるこ

とが、これからの21年度予算、ここにきちんと反映されているのか、どうか等について、この報告書にある整備計画が組まれているのかどうか、ご説明を頂きたいと思います。それから研修の問題でございますが、研修、色々ちゃんと参加したはるというご説明なんです、じゃあ、メンバーが全員揃ったのは何時なのでしょう。全員が受講された日について、説明頂きたいと思います。それから、これは意見として申し上げておきますけれども、他所の工場の経験者が沢山来て頂いているから安全だという、それは心強い印象で聞きました。逆に考えてみたら吹田から6名というたら、吹田の方はエース級が他所に行ってしまう訳ですね、民間会社に頼めばそういうことになって、これ今、初年度ですからエース級のそこそこの技術を持った人が、経験者が来て頂いている、新人の方も来て頂いているのですけれども、そうすると何処かで今度は新規の委託取られたら、エース級の人に行ってしまう訳ですわね。民間ですから、そういうふうな技術を持った有能な人には、新規の所、失敗したらあかん所に、精力的に投入する訳ですから、そうなるちゃう。吹田もこれ心配ですわね、6人もこっちに引き抜かれている訳ですから、うちは良いですよ今は、そういう心配があります。これは懸念があると言いますわ。別にうちに良い人が来てくれれば、それで他所にとってどうかは、ここで議論する気はありませんから。ただ、先々同じようなことが、他所に引き抜かれたら、そういうことになってしまうのかなという心配があるということだけ指摘しておきたいと思います。そもそも私は、この工場民間委託には反対でした。第一には議案が出された時には未だ労使合意がなされていなかった。民間委託というのは、安心安全という点で本当に大丈夫なのかという懸念があることと、今日この民間委託の進行で官製ワーキングプワを起している、こういったことから私は民間委託には反対であります。しかし、入札がきちんと行われて、業者が決まって、契約がされた現段階で、この契約は有効ですから、この契約はちゃんと履行されて、安全安心に運転がされることを願うものです。そういう立場から、今日は質問している訳でございますが、今の説明を聞いていて、やっぱり本当に老朽化した機械の運転が、私は慣れがいると思うのです。自分の車でも、自分の家の機器類でもそうですよ。やっぱり故障ばかりしているものを相手にしていると、私も此間まで古い車に乗っていましたから、故障などしていると騙し騙し使わなあかんもんです。そういう古い機械を運転するには一般的な技量とか経験だけじゃなく、その機械に対する慣れというのが重要だと思うのです。そういう点で本当に大丈夫なのかどうか、改めて説明を求めたいと思います。以上です。

○矢野 友次郎議長 浅田施設部長

○浅田 清晴施設部長（登壇） ただ今の水谷議員の再度のご質問についてお答えさせていただきます。一つ目の精密機能検査結果の今後の保守整備内容における、21年度の主な設備機器の更新計画ですけれども、その中にボイラーチューブの更新があります。これは、先程も申し上げましたが、14年度から年次的に行っております。

て、21年度につきましても、報告書のとおり行うこととして、今回予算計上させて頂いているところであります。また、洗煙排水処理設備の晶析缶の本体更新というのがございますが、これは20年度に予定していた晶析缶の内部機器のコイルの更新を、21年度に振り替えて予算計上させて頂いています。本体の更新21年度とありますけれども、これは大規模補修になるということから、22年度以降に行うこととしております。それからその他のポンプ類とか配管等の更新も計画されていますけれども、再度これらは状況判断を行いまして、OH工事やポンプ関係の修繕事業も毎年行っている訳でございまして、その中で行うこととしております。なお、先ほどの答弁の繰返しとなりますけれども、先程、水谷議員の方からも指摘もございましたが、精密機能検査結果は、その中の今後の保守整備計画ですけれども、安全性の確保という意味からも、傾向として早め早めの整備、それから更新が必要となっています。今後におきましても、この計画を基本としながら、予算的な配慮と安心安全な日常の施設運転の支障とならないように、更に、施設の延命化に創意工夫を凝らしながら、OH工事等施設整備事業の中で、各種整備を執行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから次のご質問にお答えいたしますけれども、11名全員が揃いましたのは、3月16日の月曜日からでございます。それまで10日間の基礎的な研修を終えまして、実際にこの16日から現場に入りまして、設備ごとの運転操作とか、維持管理記録簿に基づく点検方法など研修を行っております。また、委託の範囲は、夜間と土日の昼間ということになっております関係から、その11名が2班に分かれまして、それぞれ土日の昼間の研修とか、それから夜間の研修も実践的に行っているところでございます。それからもう一つ、吹田から6名の方が来られるということですが、聞きますと、委託の人数というのは限定しておりませんので、受託した中で、例えば1名とか2名とか、通常より多い目に運転に携わるようにして、研修をやりながら人員を育てていくというようなことも聞いておりますので、そういった方も予備的な人員としておられると思いますので、心配は無いと考えております。いずれに致しましても委託をする訳ですから、発注者側として、安心安全に運転が履行されますようにしっかりと管理して参りたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○矢野 友次郎議長 水谷 修議員

○水谷 修議員 先ず研修に来られたのが、全員が集ったのが16日、月曜日からということで、それまでの基本的な研修には、とりわけ新規採用の新しい職員さんは来ていなかったということですね。で、現場の研修は16日から合流して新採の人も来て、間に合っているのですが、基本的な研修は、経験者は別に知っているからええのですけれども、新人の人がそれを受けずに直ぐ現場で研修をして、本当にそれで大丈夫なのかなという心配は、今の説明で若干残ります。それと同時にこの精密機能検査報告書は、ちょっときつい目に書いていますのやと、そりゃ、我々知っている乗用車でもこの機械は、何万キロに1回換えなあかんて自動車屋

さんは言うけど、お金が無いからちょっと長いこと使こてたりしているから、そんなもんですわという説明かも知れませんがね、公の安全性にかかるものは必要とされる期限には、或いはこういうコンサルは必要とされる期限には、更新とか整備をしていくべきだと私は思います。自分の車の機械を、車屋さんが言うより、ちょっとけちって長いこと使こてて、そういう問題とはかなり違うのでね、コンサルが言うてる更新計画、それはお金のこともあるから、そんなに云われたとおり出来ませんのやという、財布の事情もわからんではありませんけれども、やっぱり必要な更新は時期をずらすことなくして行って頂きたい、これは要望にしておきたいと思います。いずれにしろ現在契約が成立している訳ですから、安全安心に運転をして頂きたい。とりわけ衛管職員さんと当局、衛管職員さんと委託業者、ここがスムーズに行くことを願うものです。ここにおられる議員さんも多くの方々が新聞を見て、運転について紙上討論をされているのを見て、本間に大丈夫かいなと心配されてることだと、私もそれを見て心配になった訳で、いきさつが組合の合意無しに議案を出したということは私は知っていますけど、そういうふうな行きがかり上で現場で勤務者として、例えば安全安心に進まない、こういうことがあってはならないと思いますので、くれぐれも安全安心に運転できるように、契約がきちんと履行できるように、当局におかれてもしっかりと監督をして行って頂きたいと思いますので、その点要望して終わります。

○矢野 友次郎議長 これにて、一般質問を終結いたします。

日程第3 議案第3号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第4号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算

○矢野 友次郎議長 次に、日程第3、議案第3号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについて、及び議案第4号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算の2議案を一括して議題といたします。予算特別委員会委員長の報告を求めます。 平田研一 予算特別委員長。

○平田研一予算特別委員長（登壇） おはようございます。ただ今議題となりました議案第3号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについて及び、議案第4号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程、並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は去る2月12日の本会議において設置をされ、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについて及び、平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算の2議案について審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行ないました結果、委員長には私、平田が、副委員長には、原田周一議員さんが選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、2月18日に招集し、説明には正・副管理者をはじめ専任副管理者、収入役、並びに関係部課長・各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、併せて第3号議案の審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第3号議案、第4号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、第3号議案、第4号議案を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるように切に希望するものであります。

また、当日は委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

また、あわせて、原田副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞り無く運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。以上で報告を終わります。

○矢野 友次郎議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて質疑を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより討論に入ります。

○矢野 友次郎議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて討論を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより議案第3号を採決致します。議案第3号は委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○矢野 友次郎議長 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

○矢野 友次郎議長 次に、議案第4号を採決致します。議案第4号は委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○矢野 友次郎議長 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計補正
予算第3号

○矢野 友次郎議長 次に、日程第4議案第5号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第5号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成20年度の長谷山清掃工場解体跡地整備事業費の一部を平成21年度に繰り越すことを余儀なくされましたことに伴います繰越明許費の設定を内容と致すものでございます。

長谷山清掃工場の解体事業につきましては、平成19年9月に入札を行う計画でございましたが、旧防衛施設庁の官製談合等に対する公正取引委員会の独占禁止法に基づく排除措置命令により、多くの企業が指名停止を受ける状況が生じ、また、解体実施の前提となります環境省からの、財産処分承認が10月にずれ込むなどの事情が重なりまして、入札が5ヶ月間遅れ、平成20年2月に業者が決定を致しましたことから、平成19年度事業費を全額、平成20年度に繰越したところでございます。この影響によりまして、平成20年度の解体事業費、2億7千367万6千円のうち、1億700万5千円を平成21年度に繰り越す必要が生じたところでございます。なお、全体事業計画に対する平成20年度末までの事業進捗状況は、議案第5号資料に記載のとおり、整備計画時に予定を致しておりました45.6%に対しまして、工事出来高ベースで45.5%の見込みとなっております、ほぼ順調に進捗を致しておりますので、工事の完成につきましても、当初の計画どおり平成22年3月に完成をする予定でございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野 友次郎議長 これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて質疑を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより討論に入ります。

○矢野 友次郎議長 討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて討論を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより議案第5号を採決致します。議案第5号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○矢野 友次郎議長 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議会議案第1号、城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

○矢野 友次郎議長 次に、日程第5、議会議案第1号、城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題とします。

○矢野 友次郎議長 おはかりいたします。本案については会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり場合)

○矢野 友次郎議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

○矢野 友次郎議長 これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて質疑を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○矢野 友次郎議長 これにて討論を終結いたします。

○矢野 友次郎議長 これより議会議案第1号を採決いたします。議会議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○矢野 友次郎議長 起立全員であります。よって、議会議案第1号は、原案のとおり

り可決されました。

日程第6 閉会中継続調査の申し出について

○矢野 友次郎議長 次に、日程第6、閉会中継続調査を議題といたします。

○矢野 友次郎議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

○矢野 友次郎議長 おはかりいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○矢野 友次郎議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○矢野 友次郎議長 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成21年2月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。なお、閉会にあたりまして管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） 平成21年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成21年度一般会計予算をはじめ、提出を致しました5議案につきまして、いずれもご可決を賜りまして誠にありがとうございます。

平成21年度は、アメリカ発の世界同時不況の波が当組合運営にも及んでおります中、公債費がピークに達する年度にあたりますことなど、大変厳しい財政状況にございますが、創意工夫を凝らしながら住民感覚に沿った組合運営により一層努め、この難局を克服致して参りたいと存じております。また同時に、今後の事業実施にあたりましては、本定例議会を通じまして、議員各位から頂きましたご意見、ご指導を真摯に受け止め、安心安全な工場運転の確保により万全を期し、構成市町と連携協同して、3Rの推進など循環型社会の形成に向けた取組を進めますとともに、管内の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果し、住民の皆様方の安心と信頼を一層得られますよう、職員ともどもさらなる努力を続けて参りたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますけれども、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、益々のご活躍をご祈念申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○矢野 友次郎議長 なお、3月31日付けを持ちまして退職をされます、小沢収入

役から、議員の皆さんにご挨拶をしたいとの旨の申出がございますので、これを受けることに致します。

○小沢章広収入役 収入役を退任をするに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。先ず、収入役を退任するに当たりまして、城南衛生管理組合の議会におきまして、ご挨拶を出来ます機会を与えていただきましたことに、先ず以ってお礼を申し上げる次第でございます。私は、来る3月31日をもちまして、宇治市の収入役を退任をさせていただくことになりました。つきましては当組合の収入役につきましても同日を以って退任をさせて頂きたく思っております。私は平成17年の8月から当組合の収入役として、廃棄物処理行政の一端を微力ではありますが担わせていただくことが出来ました。大変嬉しく思っております。これもひとえに矢野議長さん、横山副議長さんを始め、議員各位の暖かいご指導と、お力添えの賜物であると心から感謝を申し上げる次第でございます。大変微力ではございましたが、先程申しましたように、廃棄物処理行政の一端を担わせて頂きましたことを、心よりお礼を申し上げる次第でございます。今ご案内のように、大変厳しい行財政環境下にはございますけれども、引き続き安心安全な廃棄物処理事業の推進と、循環型社会の構築に向けまして、議員各位がご尽力頂きますことをご祈念申し上げる次第でございます。最後になりますが、矢野議員さんを始め議員各位におかれましては、健康にくれぐれもご留意を頂きまして、益々ご活躍頂きますことをご祈念を上げまして、はなはだ簡単ではございますけれども、退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。長い間お世話になりありがとうございました。

10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 矢 野 友次郎

副議長 横 山 博

議 員 森 田 泰 雄

議 員 菅 野 多美子

参 考 資 料

- (1) 予算特別委員会審査記録
- (2) 議決議案書（予算案を除く）

予算特別委員会審査記録

日 時 平成21年2月18日(水) 午前10時～午後1時56分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 平田 研一 委員長
原田 周一 副委員長
菱田 明儀 委員
山本 邦夫 委員
岩田 剛 委員
園崎 弘道 委員
若山 憲子 委員
塚本 五三藏 委員
小山 勝利 委員
関谷 智子 委員
水谷 修 委員
矢野 友次郎 議長(オブザーバー)
横山 博 副議長(オブザーバー)

説明者 久保田 勇 管理者
橋本 昭男 副管理者
明田 功 副管理者
坂本 信夫 副管理者
奥田 光治 副管理者
中谷 浩三 井手町副町長
吉村 弘 専任副管理者
小沢 章広 収入役
その他幹部職員

付託案件 議案第3号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについて
議案第4号 平成21年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件についてはそれぞれ関連があるので一括して審査。第4号議案の審査を中心にして、第3号議案については審査過程で随時審査。歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。
①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
②衛生費を一括して審査

③歳入、全款を一括して審査

④総括質問

⑤討論

⑥採決

審査結果 予算特別委員会の質疑、答弁、要望等（別紙）

予算特別委員会の質疑、答弁、要望等

〔議会費・総務費・公債費・予備費〕

- 関谷智子委員** 小さなことなのですけれども、例えば環境祭りなんかで、再生家具、自転車市ということが行われていますが、これから一層経済も大変疲弊してきますし、リサイクルとか3R事業というのが非常に大事になってくるかと思うのですが、例えば、再生家具、自転車なんかここでされますと、非常にここに来るには車が無いと来られない所でもありますので、例えば、他市で行われていますように、再生の自転車なんかを市内の自転車屋さんに置いていただいて、再生自転車だというふうな形で、購入が出来るというふうな形にするということは無理なのですか。若しも此処で、ですと、自転車を積める車が無いと行けないしというふうなことがあって、ちょっとやっぱり優しくないかなと思うのですけれども。どうなのでしょう。
- 吉村 弘専任副管理者** 市販の業者さんというのですかね、自転車屋さんに置くというのは、議論をしたことがないのですけれども、中々一般的には難しいかなという感じは致しますけれども、ただ、確かに先生おっしゃられるように、今の施設は遠ざかいますので、昨年この沢でやったり或いは、折居工場ですね、もう少し使えないかなという気がする訳です。折居ですと、宇治から少し入った所にありますので、結構宇治市内、或いは他の地域からも近いということがございまして、そういった方向で、前向きで議論させて頂いたらどうかと、かように存じております。
- 関谷智子委員** たまたまテレビでやってはったんですけど、他市でその形で、市内の自転車屋さんに再生自転車という形で置くと、非常に買いやすいですね、かつて昔は、自転車屋さんでも中古自転車というのが売られていたことがあったかと思うのですが、そういうふうな形と同じだと思うので、非常に市民にとっては買いやすい状況が生まれるのではないかと思いますので、今後検討していただきたいと思います。
- 水谷 修委員** 職員のことですけれども、ここ5年ぐらいの間に50人ぐらい退職するということになりますと、ここにおられる方の多くがそういうことになるかと思うのですけれども、そこで幹部候補生の問題、いわゆる幹部政策というふうにされるのか、これから2階級特進とか、管理職あんまり経験していない方が、次に管理職になっていかなあかん訳で、その幹部政策並びに職員の採用の考え方について、お考えをお聞かせ頂きたいと思います。
- 吉村 弘専任副管理者** 職員数、確かに13年度に比べまして50数名減っております。更に100名を切るということを一応目標にはしておりますが、そういった中で管理型の施設運営と云いますか、民間委託も進んでおりますから、そういった職員の養成というのは、確かに大変重要なことだと思っております。現在も採用試

験も含めて、断層が出来ないように、今後も新規採用はしていきたいなど、かように存じておりますけれども、特に行政事務とそれから現場の技術労務職、この2つの職種で最近では採用試験をしております、お陰様で、3人、4人採用するのに、300人、400人という応募が実はございます。100倍或いは、技術労務職ですと少し倍率は落ちますけれども、行政事務ですと100倍とかということで、大変優秀な最近、職員さん集ってきておりますので、お陰様でそんな方は出来るだけ、この本庁と云いますか、財政だとか、或いは総務課だとか、そういったふうな重要な組織、課に重点的に入れるようにということで、養成を、将来の幹部を養成していくということでございますし、それから今の職員さんにつきましても、課長補佐制度を取り入れまして、順次、幹部職員としての養成を順次やっていくということでございまして、団塊の世代を中心に、これからどっと今の管理職が退職をしていきますので、そういったことを準備をしながら、この新陳交代をやっていくというようなことをしております。

○水谷 修委員 100人切ると、中々、人事政策が正直いって難しくなってくるのだと思うのです。かつて市町との人事交流とか、色々あったと思うのですけど、そういう色々なことで経験を積む、京都府もありましたね、そういう色々なことで経験を積むとか、そういうことと、やっぱり、最初から最後まで管理部門において、現場とかそんな所に行かへんという人事政策も、私はどうかと思います。その辺は人事政策、うまいことやって頂きたいと思います。それと何よりも100人切るというその基本線があって、その位の規模で、本当に将来見越して十分幹部政策が取れるのかということは、心配であります。やはりもう少し人数を、機会そのものをやっぱり確保してということ、安上がりだけで管理型職場に全部していくと、今おっしゃったけども、管理部門だけで、云うたら副管理者1人おったら、後は皆、嘱託でも良いみたいな、そこまでは言うておられないですが、極端な話、本当に管理職が数人おったら、後は嘱託、或いは民間でも良い。そんな管理型ばかり追及するので本当に良いのかと思いますので、職員採用計画は見直して退職者は補充して、一定の人数を確保して頂きたいと思います。

○菱田明儀委員 予算概要の19ページ地域手当についてであります。付表の3なのですけれども、この表によりますと、地域手当最終的には6%となっているのですけれども、国の基準では城南衛生の構成市町区域では、6%と3%に位置付けられていて、主にそれらの市町の分担金で運営されている城南衛管については今後、最終的に6%となってる訳です。19年度は9%で、国のそういう見直しがされていると思うのです。今後、こういうふうにした時に、運営がし難くなってくると考える訳ですが、今後どのようにその辺考えていくか、これが一点と、それと今、質問されていましたが、職員数の削減の退職手当ということで。これは予算概要の20ページ、平成13年から21年度まで54人減という説明がありました。業務委託などの経費を削減の取組を進めておられました。それで、予算概要の22ページを見て頂きますと、今後、退職者が各市町もそうですが、この城南衛管もかなり退職者が増えると、そこで質問をさせて頂きたいのですけれども、今後どのような職員数でこの城南衛管の運営を考えておられるのか、それが一点。二点目に今後、業務

委託の導入計画、非常にこの辺が大事になってくるであろうと感じます。この辺について、どのように考えておられるのか。三点目には退職者、この表を見ますとかなり増えて来ますので、退職手当が非常に厳しくなってくるということで、その辺で退職者の財源の見通しを教えてください、以上でございます。

○吉村 弘専任副管理者 3点のご質問でございますが、一つは職員数であります。遠い将来のことは別と致しまして、当面は今申し上げましたように、100名を切るようなことを一応の目標ということにしております。従って民間委託を中心に進めてきた訳でございます。一部は沢工場を閉鎖ということもございましたし、或いは定数削減といったものもございまして、色んな手立てを加えまして、職員数は減少させてきたという経過もございまして、今言いましたように、この21年度で112名になりますので、後、10数名で100名ということでございます。21年度末には12名の又、定年が出て参りますので、そんなことでございますので、引き続き民間委託を進めていきたいなど、そこで、職員数の運営と致しましては、当面はその100名を若干切るといところで進めたいと、こういうことでございます。委託の導入がその裏腹の関係で出てくる訳でございますけれども、当面考えられますのは、エコポート長谷山ですね、分別なんかをやっています、缶、ビン、ペットボトル、あそこの施設をこれからの委託の検討課題にしたいなどということと、それから中継というのがございまして、沢に中継業務をやっている施設がございまして、あんな所も当面検討していきたいなど、このようなことを考えておるところでございます。それからその二つがここ3~4年ぐらいのスパンで考えられる委託かなというふうに思っております。それから後の、退職手当の財源をどうするかというご質問でございましたけれども、これにつきましては、先程来、事業部長の方からも説明を致しましたけれども、行政改革によりまして、そこから捻出してくる財源を退職手当に充てるという、結果そういう形になってきておりますが、21年度が一番心配を実はしております、公債費ですね、いわゆる借金返しが、2億5千万増えますので、これをその年度を何とかしたいなど、こんなことでもあり、行政改革を進めてきたという経過がございまして、人件費も対20年度に比べますと1億数千万円削減しておりますので、そういったことも捻出によって、この退職手当も充当出来るのではないかとこのよう考えておられて、それで18ページですか、付表の2を見て頂いたら分かりますように、ずっともう22年、23年とズーッとこの借金返しがザーッと減ってきますので、その辺のところも財源が出てくるという要素かなと、このように考えておるところでございます。

○桑野信一理事 地域手当でございます。委員ご指摘のように、19ページの表にありますように、私どもの方と致しましては、平成22年までの削減計画は既に確定をしております。平成22年度におきまして、国基準でございますが、確かに構成団体6%からゼロ%の開きが出て参ることになると考えております。その辺で当組合の地域手当を何処に位置付けるのかという問題が、出てこようかと思っております。決して6%に固定ということでは無しに、その辺で施設毎に考えるのか、その辺の問題も出てこようかと思っておりますので、平成22年度におきまして、23年度以降どうするのかということについては検討をし、施策を考えて参りたいと思っております。

ろでございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

○**菱田明儀委員** 地域手当の方から再質問をさせていただきます。施設のことを考えていくと、今、答弁を頂いたのですけれども、やはりこの事は非常に大事だと思うのですね、やはりそういうことを積極的に進めてもらわないと、運営が中々、し難くなっていくということで、その辺、取り組んで頂きたいと思いますので、要望させていただきます。それと、業務委託について民営化の職員数の推移とか説明があったのですけれども、業務委託というのは予算が無い中で、非常に大事なことだと思うのですね、今、殆んど各市町の職員さん退職が出て来ているので、この業務委託の導入を積極的に取り組んで頂けたら良いなと考えています。これもこれから色んな財政面において厳しい折が続きますので、これ取り組んで頂きますように、これも要望にしておきます。

○**山本邦夫委員** 何点かありまして、先ず議会費ですけど、概要の23ページで、これは理事者に聞くのと違って、議会サイドのこともありますので、常任委員会の統合ということもありますが、今のこの予算で出ているのは、今の現状のことで計上されているのかなど、例えば各委員会でも総務が5回、し尿が1回、ごみが2回ということで、それから視察も合同視察ということが前提になっていると思いますけど、これは委員会改組した場合には、それどうするかというのは議会の話なのであれですけど、その場合には予算面での影響とか、その辺はどういうふうになっていくのか、簡単に教えて下さい。それから、今、地域手当のことが質問で出ていたので、気になることもあるのでちょっとお聞きしますが、例えて云えば、概要の19ページ辺りになるのですか、6%ということで、確認ですけど、管内の3市3町での国から云われている地域手当の数字ですね、もういっぺん確認をしたいのですが、八幡が3%ですけども、他の所も含めて先ず、議論するに当たって3市3町のことについて、先ず教えて下さい。それから、職員体制の問題ですけども、概要で云えば22ページで、先程からも出ていた話ですので、22ページの所とか、20ページで過去の職員数の推移と、それから、22ページ今後の定年退職者の見込みが出ています。ちょっと僕も平成13年から29年まで、ざっと数字を見させてもらって、定員管理の推移とか、先ず過去のことで云えば、この数字を見る限りで云えば、恐らく職員の新規の採用というのは、せいぜい多い時で3人から4人ぐらいなのですかね、ゼロの時もあるようですけども、そこで新規の採用、過去5年間で何人採ってこられたのか、それからこの春も含めて今後の見込みについては、どういうふうに考えておられるのかお聞きしたいのと、それから今後で云えば、職員が14人退職されて、定員が126から112ということで、丸々新規の採用は無いということなのか、その21年度以降の9年間の定年退職の数を足し上げたら、これだけで60人になるのですよね、毎年中途退職が、まあ年にも因るでしょうけれども何人かは出てきますから、そう考えると9年間で60人が退職する、先程からの答弁でも、去年の予算委員会でも、去年の予算、議事録をちょっと見てみたら専任副管理者の答弁が、二桁に近い又は、二桁に入ったくらい100名前後、100人を切ったぐらいという話が、ちょっと今年は1年間で微妙に100人を切った辺りということで、踏み込んでおられるので、もう少し下の方に修正されているのか

など思いながら、先程の答弁を聞いていたのですけれども、何れにしても当面そういうところを目指しておられると、そういうふうにした場合に例えば、来年度は112人、数年のうちに恐らく100人ぐらいを目指そうとされているのだと思いますけれども、100人、112人に対して60人の退職というと半分になりますよね、少なくとも100人前後を維持しようと思っても、50人からの採用を今後9年、約10年以内には、しなくちゃいけないということになってきて、千人とか、2千人とかいる職場で、10年間で50人ぐらい人を採るということであれば未だあれですけど、100人プラスアルファぐらいの人数で、50人60人の採用をしていくとなると、もう半分ですよ、ある意味では新しく入ってこられた職員さんに対して、先程、幹部職員の育成をどうするのやということもありましたけれども、幹部が否かということに拘らず、1対1、マンツーマンで教え込む体制にこれから入っていく訳でしょ。簡単に新しい職員が、2年・3年で代わりが出来るなんて到底ならない、その技術的なことはいけるかもしれませんが、やっぱりこの場合管理型ということで、各自治体との調整もあり、それぞれの環境行政等に精通しないと、こんなことも当然出来ないでしょうし、内部の色々な施設の安全管理というような問題も出てきますから、そういう点では、ここ数年間で半分の職員が入れ替わるという事態の中で、その点、先程からの質問でも出ていますのでそこはもう省きますけれども、少なくとも新規の採用自体は今までのレベルよりかなり大幅に枠を増やしていかないとそうはならないですし、その辺がちょっと今の採用の状況等見ていると、採用を多めに採って、多めにと言うか、きちんと今採っておかないと、数年後にやっぱり支障をきたしてしまうという事態を心配している訳ですけども、少なくとも新規採用の枠ですね、今よりも大幅に増やしておく、そうでないと職員体制自身、回っていかないとじゃないかなと思っているのです。その辺りの今後の見通しのことも含めて教えて頂きたいと思います。

○桑野信一理事 一つは地域手当の国基準でございます。平成22年度におきまして、宇治市が6%、城陽市が3%、八幡市が3%、久御山町、宇治田原町、井手町が、国基準でゼロという仕組みになってございます。それから減員のことでなくて、採用のことを記載しておりませんので、お尋ねです。平成13年度から申し上げますと、採用人数平成13年6名、14年が3名、15年も3名、16年はありませんが、17年が2名、18年が1名、累計16名、減員ばかりじゃなくて採用もしているところでございます。それから来春、平成21年については新規採用を予定をしておりますが、その次の年ですね、議員ご指摘の22年度からは、新規の職員採用も必要かなというふうに考えているところでございます。それから今後の職員定数計画なのですけれども、委員ご指摘の退職者、即新規補充という以外に再任用職員の存在もございます。当組合の場合、全てが半分の勤務でして、二人で1人分ということで、平成14年度から運用しております、このピークが現在の予想で行きますと平成25年で、累計34名実質その半分ですから17名ですね、こういう再任用のピークを迎えますので、退職者イコール全てを採用するというだけでは、要素が加わってくることもご理解いただきたいと思っております。それから又、これは未だ全国的な議論にはなっておりませんが、平成25年以降、平成26年以降の再任用者というのは、ご案内のように60歳から1歳づつ全ての年金が出ない

という状況も出て参ります。この時にどうするのかという課題もございまして、その辺も勘案をしながら、先程、専任副管理者が申し上げたような、委託化計画も含めまして平成22年度の早い時期には、次の5ヶ年程度の定数計画を策定して参りたいと考えているところでございます。

○**稲石義一事業部長** 先ずは、議会関係費についてご質問を頂きましたので、私の方からお答えいたしたいと存じます。23ページの附表5でございませけれども、先般開催されました全員協議会で議会のあり方につきまして一定の方向付けをして頂いたところでございます。3月に開催されます本会議で、議会提案ということの道筋もつけて頂いたところでございますが、当予算は現状のままとなっております。各委員会等の開催の回数でございませますが、総務常任委員会は5回、し尿処理常任委員会は1回、ごみ処理常任委員会は2回ということにさせていただいておまして、この前のご論議では、し尿とごみを統合して一つの常任委員会にするということでもございました。そうしますと、現行は1回と2回となっておりますが、案件によりましてきちっと報告をして欲しいということになっておりますので、統合後は2回程度を予定されるのかなと思います。もう1つの総務常任委員会でございませますが、これまで議会運営委員会の後に総務常任委員会を開催しておりましたが、今後は開催しないこととされ、本来の総務常任委員会の議案及び報告案件等がございました折には、きちっとそこに報告して欲しいということでもございますので、これも2回程度と考えられます。これまでの5回、1回、2回の8回開催が、2回、2回計4回となりますこと。また、委員数の割振りにつきましては、今後ご論議頂くということでもございますが、約半数程度になりますため、費用弁償等を含めました経費といたしましては、14万円ほど節約になるのではないかと見込んでおります。

○**山本邦夫委員** 議会費の関係から云えば、こないだの全員協議会の場でも委員会審査の充実とか、閉会中審査のことも含めてということも出ていましたので、これはもう議会の中での話ですので、もうこれ以上聞くことはありませんので、理事者の方には予算の話しということではないですけれども、委員会のそういう充実に向けては中々議案の付託をどう扱うかという問題があったり、それから報告の充実とかそういったことがありますけれども、その点では理事者の方でも是非ご努力をお願いしたいと思います。要望です。それから地域手当のことですけれども、先程の答弁で、前段で云えばこの3市3町の中でも6%、3%、ゼロ%ということで、国から、上から機械的にそれが押し付けられてということに、八幡も含めて色々苦労しているところで、特にこういう城南衛管の場合には、3市3町集ってやっている訳ですから、構成市町とはまた、違う苦労があると思うので、この点では国からのそういう一律の基準を示してというのは、僕自身はおかしな話だなあと思うし、その矛盾はここの中に出ているなと思いますので、良いのですけれども、先程のご答弁で、施設毎に考えるとおっしゃっていたのは一体どういうことなのか、その言葉から勝手に類推すれば、ここの管理事務所、ここは八幡の所在ですから、沢工場はその構成市町のそれに合わせて3%に、じゃあ、折居は6でいきましょうとか、じゃあ長谷山はどうなるんだとか、そんな話になってきた時には、凡そ理解の出来ない給与の体系になってしまうのかなと思うのですけれども、ちょっと先程、施設ごとに考

えとおっしゃった点については、どのようなことを頭に置いておっしゃったのか、ちょっとその点だけ確認をしておきたいと思います。それから職員体制の問題ですけれども、22年度ぐらいですか、それで5ヶ年辺りの定数計画ということは考えていきたいとおっしゃっているので、それはそこを見ても、今の時点では、これから先どうなるんだということは、こちらで議論をするデータを持ち合わせていませんので、深く議論出来ないのですが、いずれにしても、定年退職だけで60人、9年間で発生する。そこに中途退職も年間2人、平均2人ずつ位は出ているのじゃないですかね、もうちょっと多いのかもしれませんが、そういうことでいった時に、今おっしゃっている定数を維持するだけでも、かなりの採用というのが僕は必要だと思うのですね、再任用の問題というのも、当然活用してやっていけば良いと思いますけど、あくまでもそれは、これから先の城南衛生管理組合の運営を考えていった時に、言葉が正確かどうか知りませんが、再任用というのはやっぱりショートリリーフみたいな話にしかありませんから、今後の運営を考えていった時に、新規採用というのはどういうふうにしていくのか、当然、年齢構成というのも考えていかないと駄目ですから、そこが、先ほどのご答弁で言えば再任用問題というのは、僕は公務として人の配置というのは考えた方が良いと思いますけれども、それでは新規採用の問題というのは置き換わらない話であることは、もう明白な訳で、そこでの採用の問題というのは、きちんと、例えばこの春についても採用は、なしということでおっしゃっていますし、今お聞きした僕が単純に数字をはじいただけでも、60人ぐらいを今後採用しなければいけない、100ぐらいに定数を落とす、100ぐらいが妥当かどうかはというのは、又、別の議論だと思いますけど、貴方達がおっしゃっているその100人前後という、100人を切る辺りということ想定しても、中途退職を考えれば50人、60人の採用というのは必要になってくるのですね、で、それ9年で割り返した時でも、6.何人、7人近く、中途採用のことを考えれば8人、9人ぐらい採っていく必要がある訳ですよ、そのいくつかを再任用で補っていくということはあるかもしれませんが、先ほどそれで採用の問題で聞いた時に、平成13年度からの数字をお聞きしましたが、一番多い数が平成13年度の6人なのですね、衛管としてはこの間、5人以上の採用をして、そこで新規の新しい職員さんをそこで育成をしていく経験というのは平成13年度以降無い訳でしょ、そういう意味では、教え込む側の経験の問題も含めて、新規採用の問題というのは、もう少し本当に当面どうするんだと、22年度5ヶ年定数計画でというふうにおっしゃったけれども、それを待たないと、やっぱり新規の採用というのは、やっぱり今、こういう雇用情勢の中でもあって、今、衛管としてもそこを考えると良い話やないかなと思うのですけれども、その点もう一度、考え方を教えて下さい。

○吉村 弘専任副管理者 先ほど担当の方から地域手当ですか、施設毎というようなことを申し上げたかも分かりませんが、我々の方は実は一番問題になるのは人事異動の時ですね、例えば3から6に行くとか、6の地域からゼロに行くとかになってはいけませんので、申し上げているのは多分こういうことだと思います。バランスを取って地域色々、今云うようにありますから、3%とか6%ありますからそれをどういうふうにバランスを取って、その次の段階の地域手当の支給率を決定

するかと、こういうことでございますので、それをこの22年度で一応6に到達しますので、それ以降で検討したいと、こういう趣旨だというふうに理解を頂きたいなと思っております。どのようにするか又、内部で協議してご相談も申し上げたいなというふうに考えておるところでございます。それから新規採用、誠に重要なことでございます。18年の時か、19年度の時か、総務常任委員会でも当面の人事計画ということで、ご報告を申し上げたところでございます。少し普通退職とか或いは特別希望退職が、その間、数名おりましたので、少し削減の速度がちょっと上がりまして、二桁に本当に極、近くになってきたのですけれども、当面今、職員が申しましたように再任用職員のピークが平成24・5年ぐらいに来ますので、その辺でそういった再任用の方が65歳で満了してドッと退職を致しますと、どうしても採用をしていくという数が増えようかと思っておりますので、22年4月1日に向けて当面、採用試験をやっていきたいと思っておりますけれども、その後は再任用職員の退職に応じて、或いはその定年の退職者の数に応じて、それは順次、業務に支障がないように新規採用をやっていききたいなと、このように考えておるところでございます。

○山本邦夫委員 もう質問じゃないのですが、地域手当の点で僕自身は、国からそういうことで何%、何%と言われることというのは、非常に地方自治体に対して余計なお世話やなというふうに思っていますし、それから地方自治体、構成市町と違って、構成市町の場合には、例えばそこを飲まない、退職手当の退職手当債の発行、起債を認めないとかいうことで、締め上げてきていますので、ここはそれは無い訳でしょ、別に退職手当債を衛管が発行するかそういうことはなくて、基本的には分担金でいっている訳だから、その国が言うてることを、例えば当面6でいくということで、僕は、その評価自身はありますけど、それはそれでそこで止めておいても良いじゃないかと、それ以上更に何か余分に、国が直接衛管に言ってきている訳でもないのに、それをもうちょっと下げようかとか、6は6で、それで労使で合意しているのであれば、それで良いじゃないかと、僕自身は考えを持っていますので、あんまり先回りして地域毎、それを配慮する、別にそれはそれで、衛管の中で統一すれば良い話でありますので、ましてそれを続けていることで国から何のお咎めも受けないということだと理解していますので、それはそれで、私自身はそういう趣旨で言っておりますので、理解して頂いたらと思います。後、人事の定数管理の問題等については概ね分かりましたので結構です。

[衛生費]

○水谷 修委員 可燃ごみですが、組成分析の中で、紙類が多いということで、その辺は経年的にも混入なんかは、減らすことが出来ていましてでしょうか。2つ目はプラスチック類の分別に向けた市町との協議の状況についてお伺いするのですが、先ず、組成分析等でプラスチック類を仮に分けると、全体でどれ位の量になるのか、市町との業務の分担、収集運搬と後の分類処理がどうなのか。それにそういう分類

に伴って衛管が仮に何かするとすれば、どの位のスペースがいることになるのでしょうか、お教え頂きたいと思います。

○**福井 均** クリーン 2 1 長谷山所長 一点目の組成分析ということで、毎年、年6回各工場で行っております。紙類で申しますと、対19年度と20年度で比較しますと、クリーン 2 1 長谷山では大体6%ぐらいの減少をしております。折居工場につきましては、各年度によって上がったり、下がったりしておりますけれども、折居工場の19年度と20年度で比較しますと、紙類については7%程度の増でございます。ただ、18年度は44%ということで、5%ほどの増減が出てきます。全体的に17年度、18年度、19年度、20年度を通しますと、徐々に上がったり下がったりしますが、総じて徐々に排出が落ちているとそういう状況になっております。

○**浅田清晴** 施設部長 私の方からは紙を減らすこと、今、組成分析の関係で質問がありましたけれども、減らすことが出来ているのかということについてですが、一番大きいのは平成16年度に宇治市の方で、古紙の分別収集が実施されて、それから宇治田原町の方についても、古紙の集団回収の拡大ということで取り組んで頂きまして、そのこともあり、その当時では宇治市が取り組んだことによりまして、可燃ごみの量が一気に3千トン減ったという経過がございまして、その辺の取組につきましては、宇治市を中心に他の市町におきまして、集団回収の対象地域の拡大ということに取り組んで頂いております、今現在に至っている状況でございます。それから、不燃ごみの中のプラスチックの量ですが、17年度に整備会社の方が奥山リユースセンターに、いろんなことを考えたいということでやって来まして、私どもの方ではやっていないのですが、その当時の数字でいきますと、プラスチックの量が47%ぐらい、50%近い数字で含まれていたというような報告を受けております。それからプラスチックを処理するとなりますと、処理の方法も色々考えられますけれども、受け入れヤードだけ作ってその後、委託していくとか、受け入れて選別をしていくとなりますと、選別の場所も要りますし、機材も要りますし、そういったスペースのことを考えますと、ちょっとスペースは中々確定は出来なないですけれども、そうしたことも含めまして、方法等今後検討していきたいと考えています。収集の役割分担ですけれども、プラスチックについては現在、組合管内では全て不燃ごみ扱いということになっておりまして、不燃ごみの中に収集されて再処理を、プラスチックについては埋立ということになります。プラスチックの中でも13年度から始めておりますトレー類の分別収集を頂いております、組合の方で受け入れを行い、その後、資源化していくという状況になります。それともう一つプラスチックの中にはペットボトルがありますけれども、これは容り法の関係で、当時から分別収集されておりました、収集されましたものを組合で選別を致しまして、資源化ルートに流していくと、そういった役割分担になっております。

○**水谷 修** 委員 可燃ごみは折居がプラス7%で宇治が迷惑かけていますけれども、可燃ごみの中で先ほど説明頂いたのは、出来たら資料として提出を頂きたいと思いますが、いずれにしろ、ちょっとずつは減っているのですが、依然5割ぐらいですか

ね、紙類が乾燥重量の中では占めるということですから、これを頑張ってどれだけ減らすかと、古紙回収のやつでやっても結局は雑ごみ、雑紙をどう減らすかということで課題だと思うのです。雑紙も頑張って分類してリサイクルに回せば環境にも良いし、経費節減にもなるということで、アバウトで計算しますと可燃ごみの3分の1を減らせば、折居清掃工場は要らないということで、要するに建替えは必要なくなるということですから、全国の市町村が3割減ぐらいの計画は立てていますので、構成市町と協議をして頂いて、是非3割減ぐらいのごみ減量計画を立てて、そうすると次の折居清掃工場の更新はしなくてもいい。そのスペースをもって、後で云うプラスチック類などの搬入分類ぐらいのことをすれば、大きく環境に寄与できるのではないかと思う訳ですけれども、その可燃ごみの目標値ですね、それは基本的には各市町が考えたら良いことかもしれませんが、衛管としてはどう考えているのか、長谷山一つで3割減らせばいける訳ですから、3分の1減らせばいける訳ですから、その辺のことについての考えを聞かせてください。それからプラスチック類も昔の数字ですが、47%を占めているということですから、これを分類すると、そもそも収集の仕方そのものが変わってくる、私もっと比率は今、高いのだと思うのですね。他市の事例でいくと、プラスチック類を分類すれば、そもそも収集の日数とか回数が全然変わってくる、多分プラスチック類を分類すればそっちの方が多いですから、宇治市で云えば、週1回ぐらい収集しないとあかんぐらいの量になってくると思うのですけれども、収集と処理、衛管と市町がどういう、構成市町がどういう分担をするのか分かりませんが、大体収集と運搬を市町がして、後、搬入と選別を衛管がしてぐらいのことですかね、完全な処理計画まで作ったら別ですけど、今のところいくと、選別ぐらいまでして後、搬出ということだと思うのですけれども、ただ、昨今の経済情勢等があって、中々プラスチック類のその後の行き先が色々問題になっているようですけれども、いずれにしろ社会の要請からすれば、プラスチック類は分類するという流れだと思いますので、是非やって頂きたい。衛管の仕事のかなり根本的に役割分担が変わってくる話ですので、そのことについて進めて頂きたいのですが、市町との話し合い、役割分担の話と、プラスチック類の分別に向けた目標年度等について、どういうふうなことに現状になっているのか教えて頂きたいと思います。

○**浅田清晴施設部長** 先ず一点目の、3分の1減らしたら折居は要らんということですが、ごみ焼却量の関係から言いますと、21年度99,000トンあります。その内の37,000トン余りを折居清掃工場で処理するというようにしております。3分の1となりますと、3万以上減量していかなければなりません。そうなりますと、焼却量の対象と云いますと、やはり一番大きなウエートを占めるのが家庭系可燃ごみ、それからもう一つは事業系可燃ごみ、その他に破碎処理後の可燃物というのがあります、これも毎年1万トン余り発生しております。それも含めまして99,000トンを来年度計画しております。3万トンと云いますと、宇治市の家庭系可燃ごみが3万トン前後ですけれども、その分を全部減らすとなりますと、かなりの分別をして頂かなければならないと思います。ですから、3万トン以上減らすと折居は要らないということになりますけれども、そういった分別の困難性も含めまして、今後はしっかりと市町の取組あたりを見極めながら、検討してい

きたいと思います。それからプラスチックですけども、おっしゃいましたように47%ちょっと少ないなどご指摘がありましたけれども、例えば不燃ごみの中は、殆んどプラスチックのように見た目、見受けられます。そのプラスチック、例えば容器包装の分だけでも、その他プラスチックという物がありますけれども、それを各家庭から分別して出して頂くと後、不燃ごみというのは、金属類とか、茶碗の割れたものとかそういうもの、それから、粗大ごみ関係ですね、そういうものしか残ってきませんので、ボリュームから云いますと、容器包装のその他プラスチックが不燃ごみから除外されますと、かなり不燃ごみが減る。その他プラスチックを分別収集して頂くということは、当然その市町さんの収集形態も大きく変更になりますので、そういうことも含めて、これから収集されたその他プラスチックをどのように処理していくのか、資源化ルートへどのように流していくのか、どういったリサイクルをしていくのかということも含めまして、未だ具体的な検討にまで至っておりませんが、組合側としては、分別収集の取り組みをして頂きたいということもお願いしているところでございまして、今後、更に市町の担当課長会議の中で、積極的に協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○山本邦夫委員 先ず、何ページということじゃ無いのですが、ここ最近聞いていなかったのですね、事業系ごみの関係で、業者からの搬入で以前にも抜き打ち検査でしたかね収集車の、それ年間どれ位の件数をやられて、その中で不適正と判断されたものがどれぐらいあって、その内容とか、その後の業者への指導ですね、排出者への指導とかそれから搬入業者への指導、その当たりも含めて教えて下さい。それから、ごみの焼却費で概要で云えば3ページになるのですか、数字の理由だけ教えて頂ければ良いのですが、クリーン21長谷山と折居清掃工場のごみ焼却費で数字ずっと見ていると、長谷山の方が2,317万減少で、折居清掃工場の方が7,232万増えているのですけども、特に折居の方が7千万ほど増えている理由を教えてください。それから概要の中でも折居と、クリーン21長谷山のそれぞれのごみ処理計画は、ここ概要26ページに出ていますけれども、折居の方が、折居の1炉運転、2炉運転というふうに出ています、2つの炉、それぞれ運転日数は大体均等に割っておられるのか、お聞きしたいのは、折居清掃工場の問題も出来るだけ延命をさせていくということは大事な事かなと思うのですが、例えば1号炉と2号炉それぞれの炉の状態中で、同じように損傷というか、耐用年数の問題、同じ時に作っているのですから同じといえば同じなのでしょうけれども、実際運用の中での炉の状態とか、その辺は特に差が無いのかですね、耐用年数の問題とか、今後の活用の問題で、均等に振り分けて運転するのが良いのか、それとも一定時期集中して使っていくのが良いのか、その辺りの折居の1号炉、2号炉の運用の考え方をちょっと教えて頂きたいと思います。それから、これもごみ焼却の関係というか、灰溶融の設備と運用のことでお聞きしたいと思いますが、概要で云えば25ページと26ページのところで出てくるのですが、ちょっと色々込み入ったことも、数字も教えて頂きたいと思うのですが、先ず去年の予算委員会ちょっとお聞きをして、確か灯油代がえらい掛かっているという話をお聞きしまして、クリーン21長谷山の方の需用費等で、今回うんと減っていますけど、20年度予算で4千万ほど、21年度予算で2,700万ほどの灯油の燃料費、これが主には

灰溶融の過程で発生する一酸化炭素の再燃焼というのですか、二酸化炭素にするためのものやということで、お聞きしたりしていたのですが、1年前の時には大体その程度の議論で、変な話やなど思いながら聞いていたのですが、今回灰溶融の炉の問題について、そもそもちょっと根本的な疑問がありまして、トータルにお聞きたいと思えます。まず、灰溶融でスラグ化とか、灰を溶かしてその中から金属を取り出していくというのは、技術的には優れたものだと思うのですが、実際にそれに伴うコストの大きさと、実際にそれによって出て来る経済効果とか、政策的な効果だとかを見た時に、手放しでこれのままで良いというふうには、中々思えない気がするのですが、具体的に幾つかお聞きしたいと思っているのは、そもそも灰溶融の炉を建設、その部分だけの建設費が今まで幾ら掛かったのか、その管理委託を、運転については委託をされていますので、その中でこの25ページの資料で見れば、21年度云えば2億4,800万ほどが工場運転の委託料になるのだと思えますけど、その中で焼却炉そのものの委託料の部分と、それから灰溶融の部分の委託料を先ず分けて数字を教えてください。それから灰溶融のシステムを運用するに当たっての経費というのは、他に何が掛かってくるのか、灯油等もありますでしょうし、その辺りの費用がどうか、それから今回ちょっとお聞きをしたいと思っているのは電力消費の関係で、これは次の26ページに出てきますけども、クリーン21長谷山のところで云えば、年間の発電電力量が2,588万で、工場内での利用電力量が1,695万で、938万が売電ということになって、これは結構いい収入になっているので、そこについては大変クリーン21長谷山を建設して大きな効果がある部分かなと、大気中に排出している熱を電力で取り出して再利用するというので、それは経済的な面でも、環境の面でも良いことだと思うのですが、その内、1,695万キロワット時の所内利用電力量の内、灰溶融のシステムで使っている部分はどれぐらいあるのか、その電力量がどれだけで、仮にそれを一般的に関西電力に売電した場合に、今これで、938万キロワット時で、金額的には7千万ぐらいの売電収入になっているのですかね、それがどの程度、仮に関西電力に売った場合にどれぐらいの量、それから金額になってくるのか、その辺りを先ず教えてくださいませんか。

○福井 均クリーン21長谷山所長 先ず一点目の事業系の方の検査ということで、抜き打ち検査は大体月1回を目途に検査をある程度行っています。20年度につきましては8回、重機の都合で出来なかったということで、8回行っております。業者指導につきましては、繊維くずとか、プラスチックとか、持ち込まれた場合は搬入業者を呼び出しまして、現場でこういうものが入っていますよと見せた上で現場指導を行っていますが、ひどい場合は、搬入業者を呼び出しまして指導しています。

○山本邦夫委員 件数どれぐらいかというのは分かりますか、その不適正なもの。

○福井 均クリーン21長谷山所長 ちょっと今、資料がないので申し訳ございません。件数では無いのですが、月1回することによって、徐々にそういったものは少なくなってきました。続いて灰溶融の方、年間発電量、所内が1,695万キロワット、その内大体約でございますが50万キロワット、約30%ほどが灰溶融

で電力を使用しております。金額的に申しますと、大体これも19年度の実績でしか金額を出しておりませんが、大体47万キロワット、灰溶融で使っております、金額に換算しますと大体3,570万程度の金額になると考えております。

○西山正和折居清掃工場長 折居清掃工場の1号炉、2号炉交互運転について説明させていただきます。平成18年度からクリーン21長谷山の稼動に伴いまして現在、折居清掃工場では、21年度に関しましては37,750トンという搬入計画で処理計画を組んでおります。毎年そうなのですが、今現状クリーン21長谷山を主体的に考え調整を行いまして、折居清掃工場では37,750トンを1号炉、2号炉、効率の良い運転計画を組んでおります。クリーン21長谷山が稼動されるまで折居清掃工場が主流でございました。その時、毎年1号炉、2号炉とも毎年300日ぐらいの運転がございました。21年度では1号炉が339日、2号炉では12日、大体1号炉、2号炉、一番稼動の多い年で300日ぐらいの運転日数でございます。現状は100日ぐらいに減って200日前後になっております。それで毎年そうなのですが、1号炉を運転するにしても約60日ぐらい、これが限界になります。と申し上げるのもボイラー水管のスケーリング、積灰等に基づくそういった諸々が熱効率が落ちますので、どうしても2ヶ月ぐらいのスパンで1号炉、2号炉の切り替えが必要になってきます。それで2ヶ月間は片側は動いています、片方はいわゆる休止しております。その間に休止炉清掃といしまして、焼却炉内それとボイラーチューブの高圧洗浄と清掃をして、いつでも立ち上げられるような形の運転計画を組んでおります。それで、300日運転をしておいたものが200日になったということで、基幹設備の排ガスに対しての消耗度といいますが、そういったものはやはり落ちております。そういったことも含めまして21年度の工事計画の方も調整をしまして、付表7の1、25ページに載っておりますように、折居清掃工場の21年度の定期整備工事等の予算額を削減できるという状況でございます。

○山本邦夫委員 要するに1号炉、2号炉ともね、同じレベルでいけると判断したはるのかという。

○西山正和折居清掃工場長 大体2ヶ月スパンで1号炉、2号炉とも交代交代で運転するように計画しておりまして、痛み度も大体同じぐらいの状況です。

○福井 均クリーン21長谷山所長 先ほど質問のありました運転委託費の内訳で、工場運転と灰溶融に掛かる運転委託費とその他経費ということで、大体業務委託費としまして、1,953万ほどの支払を行っております。その内、焼却炉につきましては大体500万程度、それから灰溶融につきましては660万程度の業務委託ということで、先ほどの1,953万から今の金額を引きましたのが、その他経費ということで、一般管理ということで、事務管理費とか、技術経費とか業務経費とかでそれが一般管理費で、その他管理経費ということになります。年間で見ますと、全体で2億3,400万程度の委託経費ということになります。その内、焼却炉の方が6千万、それから灰溶融の方が7,900万程度になります。施設建設費については後ほど出させていただきます。

○浅田清晴施設部長 折居清掃工場の経費が7千万多いというご質問でございますが、その点につきまして、21年度から折居清掃工場運転委託を行いますけれども、その経費として1億500万見ております。本来ですとその分が増加ということになるのですけれども、オーバーホールとか、灯油といったものの中味を見直しまして、実質的に増額が7千万円ということになったところでございます。

○山本邦夫委員 事業系ごみの抜き打ち検査の分ですが、不適正な搬入があったというのは、件数は把握されていないのですか。それは後で教えて頂きたい。それがこの間、ずっと月1回やることによって、件数は減る傾向やということは大体分かりましたので、ちょっとそれは数字として確認をしておきたいと思っておりますので、ただ、これは前にもあんまり予算委員会で聞くことなかったもので、決算の時が多かったからかなと思うのですけど、基本的な数字でもあるので、それは日常的に把握をしておいてもらったほうが良いのかなとは思っています。それで、その中で特定の事業者にそういう指導をしなくちゃいけないような事例が、偏っているのかどうか。例えば事業者ごとにそういう数字、搬入事業者ごとにそれを把握をされているのかどうか、その辺りも含めて資料等で頂けるのなら、それは頂きたいなと思っておりますが、どうでしょうか。それから、ごみ焼却費の折居清掃工場のこの部分は、僕がお聞きしているのは、この概要の3ページで20年度から21年度に5億6,900万、7千万に増えている4億9,000万から増えている、このごみ焼却費の中には当然、人件費は入っているものですよ、入っていないのかな、だから委託費としてそれが経費として上がってくるということで、分かりました。じゃあ、折居工場の経費の件については分かりました。それから折居工場の方の1号炉、2号炉についても、結論的には炉別に聞いたのは僕初めてなので、要するに1号炉、2号炉それぞれ、例えば損傷の度合いが激しければ、もう状態の良い方を延命させるということも、もうそろそろそういうことも必要な時期をこれから迎えてくるのかなと思って、ちょっと聞いてみただけで、今のところ双方ともに差が無いということで云えば、今の様な運用で良いのかなと思っておりますので、取り敢えずは分かりました。それからクリーン21長谷山の灰溶融炉の関係ですけれども、建設費は後で頂くということでしたので、委託料が灰溶融部分で7,900万、それから灯油の助燃材ということで、これが先ほどの数字で資料を見る限りで云えば、これは2,700万が掛かって当然、焼却炉部分もあるのかなと思っておりますけども、1年前の答弁、主に灰溶融ということでしたので、それが約2千数百万、一方で、その電力関係で売電で云えば、本来若しこの炉で電力使わなければ、先ほどの答弁3,570万ということでしたっけ、その売電に回した場合の、で、そもそも今の売電収入が7千万ぐらいですからその辺りが売電に回した場合に、ちょっと数字と金額がちよっと合わないような気がするので、ちょっと僕のメモの取り方も分からなかったかもしれませんが、灰溶融炉そのものの考え方、例えば発電をして先ほども言いましたように、本来、熱として大気中に排出されたものを取り出して、電気で発電するというのは物凄く良いと思っておりますけれども、それを例えば灰溶融で大量に電気をそこで消費をしてやった場合に、本来例えばこれが、関西電力を通して一般の家庭とかに回っていけば、それはそれで省エネ効果というのは、明らかに出てくる訳ですけれ

ども、その部分の技術的には面白いシステムだなと思いますけれども、本当に衛管にとってこのシステムというのは、経済的な面を考えた時に物凄い経費が掛かっているのじゃないのかなという気がするのですね。そのところはもう一遍ちょっと数字がちょっと僕今の時点捉え切れなくて、売電収入これを灰溶融炉に回さないで、関西電力に売電した場合の数字というのは、一体どれぐらいになるのか、先ほど3,570万というのは、ちょっとそれぐらいの規模で考えていて良いのか、そうすると金額的にはその今の売電収入1.5倍ぐらいの収入になる訳ですから、その辺りの経済効果、当然、灰溶融することによって最終処分をする埋め立ての嵩が減りますから、その部分を見ておかないかんで、単純にはお金のことで判断するのはどうかと思っていますのですけど、ちょっと去年からの予算委員会から色々、疑問に思うところが出てきていて、本当に取り出したスラグも未だ路盤強化剤とかそういったことで、殆んど利用先が定まってない物ですよ、だからそのところの灰溶融炉の設備のきちとした経過を一度何処かでしといた方が良いのかなとは思っているのですけど、今後の問題もあるでしょうし、今すぐ止めたらということを行うつもりも無いので、ただ、非常に物凄くお金の掛かることをしながら、あんまり取り出した金属の磁選物の売却金額でも、そこは市場価格の問題もあるので一概に衛管だけの問題じゃないですけれども、金額的にも大変少なくなってきて、そのところは一体どういうふうに見ておられるのか、幾つか数字も補強してもらいながらお答え頂ければと思いますけど。

○吉村 弘専任副管理者 確かに先生ご指摘のとおり、この灰溶融施設は幾つか見直しというのですかね、検討をしていく必要があると思っています。その灰溶融施設に燃料を使わずに関西電力に売却するというので、今、少し言いましたように多大な金額になりますし、それから委託ですね、民間委託で今、運転していますからその分が不要になるということですね。一方では焼却灰ができますので、そうすると大阪湾に払う経費は、逆に増えてくるのかなということになりますね。ですからそんなことを色々考えて、18年からこれスタートしていますけど、一定の段階でもう一度検討をするべき時期が来るのじゃないかなと、正直なところ申し上げておるのですけれども、ただ、灰溶融のスラグを今、市町村が今、使って頂けると、保管量も段々下ってくるという、それがやっぱり救いと言いますかね、循環型社会の中で、やはり一定は必要だということで、その評価もありますのでね、ですからもう少し時間を頂いて、内部で十分検討をしたいなと、かように思っておりますので、もう少し時間を頂戴出来たら有難いなとこんなふうに思います。ちょっと数字は又後日、準備できたらと思いますので、以上でございます。

○福井 均クリーン21長谷山所長 先ほどの集計数字が少し合わないということで、私の答弁が間違っておりました。先ほど年間所内利用電力量ということで、1,695万キロワット、約30%で50万キロワットと申しましたけれども、500万キロワットでございます。それで、3,500万が得られるということになります。それともう一点、事業系の検査の資料につきましては、後日改めてお渡ししたいと思います。

○山本邦夫委員 最後、灰溶融の炉の関係について云えば、僕自身も今すぐどうしたら良いということをするほどの自信もないし、ただ、ちょっと経費が掛かるのは物凄くはっきりしている一方で、お金で計れない部分の効果というのものもあるのも分かっていますし、それはそれで再評価というのは一定の時期には必要なのかなと、ただ、今後、僕思うのは、ぶっちゃけた話ね、会社の名前言うたらあれですけど、そういうプラントメーカーが新技術で、ある意味では、結果的にはクリーン21も当初180億とってたのが60億ぐらいで出来て、それがお安く出来ましたねという話になっていますけど、その中にはこういう灰溶融炉の部分というのは、やっぱり建設費等もあったりして、その後の運転管理の部分では物凄くお金が掛かる、これは恐らく衛管が今後、先ほど総務のところまで職員体制の問題とか色々議論をしていましたけれども、ここの部分というのは凡そ衛管の職員では手の出せない部分になって来るでしょうから、そういう点では、ちょっと踊らされた部分というのがあるんじゃないかなと。で、視察に前に行ったところでもやっぱりスラグの処理の問題とかで、やっぱり困っておられる部分もあって、少なくとも今後の施設建設の中で云えば、やっぱり、今あるものを壊す訳にはいかないでしょうから、中々そこは難しいところですけど、今後の色々な施設の建設、じゃ衛管で折居工場がどうなんて、まだまだ日程に上がってくるものでもないですし、先ほどの議論ではそれが、そもそも折居工場必要なのかという議論もあるようなところですから、ただ、全国的に云えば、この炉自身を導入することの是非については、衛管自体ではなくて、他の所でもこういったことが広がった時期ってあると思いますけど、そこについてはやっぱり、それだけ高い経費の掛かるものだよということは、もう少し社会的に認識されるべきやったんじゃないかなというふうには思っていますので、衛管としては建ててしまったものはしゃあないなというのもあるので、それはそれで効果が、全否定も出来ないですし、ただ、中々微妙な部分を持った経費的にもそうだと思っていますので、その点、酌みとっていただければと思いますので、要望しておきます。

[歳入全款]

○岩田 剛委員 ちょっと、2、3お伺いします。容器の包装廃棄物の選別業務委託、午前中のところで出て来ましたが、長谷山の方で選別を委託するのに6,749万9千円というのが計上されておりまして、一方収入の方で、資源化物の売払い収入が3,859万8千円ということで、朝からも出ていましたけれど、費用対効果という面で、この辺はどうなのかなというふうには思うのが一点と。この選別をどうしてもしなけりゃならないのか、3,800万の収益を上げるのに、6,700万の費用を使っているという状況ですので、一層のこと、こういう選別を止めてしまっ、何か他にやる方法はないのかということが一点。それと、概要の13ページで表の下の方で、資源化物の売払い収入の状況というところで、単価が出ておりますが、21年度当初の単価ということで書いておりますけれども、鉄の場合が9千円、アルミが9万5千円、ペットボトルが2万円というふうに出ておりますが、

これ対前年度で見ますと、鉄が30.2%ぐらいですかね、アルミで52%弱、ペットボトルが大体33%、3分の1ぐらいになっているということなのですが、これはいつ時点の単価なのでしょう。これ編成されたのが多分12月ごろに、この予算編成されていると思いますけれども、この単価の算定時点これを教えて欲しい。今現在これ、もう少し下っているように思いますけれども、その金額の変動についてどう対応しているかということですね。全体的に売払い収入の額が大きく変動するというふうに思いますので、その点一つお示し頂きたい。それと、ごみ処理で概要の12ページのところに、ごみ処理手数料というところがありますけれども、この量ですね、20年度が22,422トン、21年度が20,824トン出ておりますけれども、この21年度の量の見込みの根拠を教えてくださいと思います。それと概要の14ページですね、下の表で廃棄物発電収入という欄がありますけれども、先程もご説明ございましたが、21年度は売電収入が7,130万9千円、去年からかなり下っておりますけれども、これはいわゆる単価の変動というのですかね、去年と同じ単価でこれ計算されているのか、ちょっとその辺を教えてください。売電単価、落ちているのか、落ちてないのか。それと概要の26ページの売却電力量、表の一番下ですけれども、21年度は938キロワットアワーということで、これだけの売電をしますよということなのですけれども、昨年と比べてどのようになっておるのかと、昨年ちょっと数字調べ忘れちゃったので、良く分からないのですけれども、この辺も少し教えてくださいと思います。

○浅田清晴施設部長 エコ・ポート長谷山の、選別の必要性ということですが、例えば缶でしたらアルミ缶、スチール缶と、混合で収集されていますので、それを分けなければならないというのが一つ。また、その中には不適物も沢山含まれていますので、そういう物を取り除いて、出来るだけアルミならアルミの純度を高めるために選別をしております。それとビンでしたら、指定法人の方に一部引き取ってもらったり、色別に売却したりしていますけれども、色んなあらゆる色のビンが、まとめて収集されています。それと収集車で収集したりしますので、割れたりとか、そういう物も含んでおまして、無色と、茶色とその他の3色に分ける作業をしております。主なもので言いましたら、そういうものがありまして、それぞれに分けて搬出するというのが基本になっていますので、そのための費用対効果の面で、売却の金額とそれから委託料との差で出ていますけれども、そういう作業が必要になってくるということで、どうしてもしなければいけない作業として出てくる訳でございます。委託料が必要になってくる。それともう一つ付け加えておきますと、ペットボトルもそうなのですけれども、ペットボトルとして単独で分別収集されていますけれども、中にはやはり対象とならない油がこびりついたペットボトル、それからキャップの付いたもの、それらを取り除かなければいけないということで、選別作業をして頂いているということです。因みにここでは障害者の方を雇用している企業に委託をしているということで、障害者の就労の場も提供しているという意味でも意義のある作業場所ということにもなっております。それから事業系ごみの見込みですけれども、おっしゃっておられるように量が増えているのに金額が減っているといふようなところかなと思いますけれども、量につきましては昨年に、各市町から計画量を出して頂きまして、若干調整はしておりますけれども、その時点

で現実と掛け離れた量が、1千トンほど多めになっているかと思えます。手数料につきましては、やはり今年状況を見極めた上でちょっと安全を見て、低めに設定をしているということで、そういうことでその差が出ているということでございます。それから4番目と5番目の売電と、発電の関係でございますけれども、これ下っています。と言いますのは、やっぱり発電というのは、一番基準となるのはごみの量なのでですね。今年度、20年度辺りからごみの量が減ってきていますので、その分、ごみが減ると発電の量も減るということになってきます。本来でしたらクリーン21の処理能力64,500トン、そちらの方にウエートを置いて、マックス運転して効率的な処理と発電をしていけば良いのですけれども、一方で折居の方で、隣の運動公園の方に蒸気を送っております。この蒸気は、温水プールとか、それから体育館の空調設備に使われていますので、安定して、隣の運動公園の方に蒸気を供給しなければならないということで、基本的には1炉運転で済むのですけれども、それをどうしても停止しなければならない年末年始、それから全ての機械を止めてオーバーホールをしなければならない日数を含めまして、年間14日止めるのですけれども、それ以外は常に安定的に蒸気を供給しなければならないということがございますので、今現在、ごみが減った段階では折居清掃工場にウエートを置いて、処理しているということでございまして、発電も大事なことなのですけれども、そういった事情がありますので、クリーン21長谷山が61,000トン、それから折居工場が37,750トン、そういうような処理計画になっているところでございます。

○橋本 茂エコ・ポート長谷山所長 資源化物の単価の算定期間でありますけれども、これは1月の単価を採用させて頂いております。非常に変動が激しいということで、最近では少し下がっている事態になっているという情報も得ております。

○福井 均クリーン21長谷山所長 売電単価でございますが、19年度と20年度を比べますと、これは昼間と夜間の平均ですけれども、1キロワット当たり大体0.17円の増になります。19年度の売電の量でございますが、19年度の実績は970万キロワット、金額にして7,218万の金額です。

○岩田 剛委員 19年度とおっしゃいましたか、今聞いているのは20年度と、21年度の量を聞いているので。

○福井 均クリーン21長谷山所長 20年度の見込みの方でございますが、大体売却電力量が約900万キロワット、売却電力料金が6,800万の見込みをしております。

○岩田 剛委員 先ほどの選別作業についてですね、ご説明は良く分かるのですが、これ、選別をしないと衛管からは出せないということなのではないでしょうか。と言うのは、鉄もアルミも全部一緒くたにして、そのままパージと売却するということは出来ませんか。それをやったら要らないでしょ選別。もちろん別の意味はありますけど、障害者を雇用するという意味はありますけど、これはちょっと置いて。

○**浅田清晴施設部長** もう一つございまして、缶とかビンとか、ペットボトルとか、その分別収集が始まったのは何故かと云うと、容器包装リサイクル法というのが制定されまして、それに基づいて分別収集を始めた訳ですけれども、その中にそれぞれ資源化ルートに流していくための分別基準適合物というのがございまして、缶でしたらアルミ缶、スチール缶に分けて、それをなお且つプレスして、インゴットにして渡すと、ビンは先ほども申しましたように、色別に分けて渡すというような基準が設けられておりまして、それに基づいたものでありまして、どうしても選別しななければならないということでもあります。

○**水谷 修委員** 一時借入金5億円というのは、どういう金の流れになっているのか、ちょっと良くわからないのですが、50億の予算で5億円の一時借入がはっせいするというのは分担金が入るのが遅いのですか。どういう加減で5億円、予算規模に対して一借が多いのですか。どういう時期に、どういうふうに発生して5億円の予算が必要なのか説明頂きたいと思います。それから市町の分担金の比率なのですが、これ見ているとごみの比率が去年に比べて今年は変わりがあるのですかね、変更があるのでしょうか。ちょっとその辺、教えて頂きたいのと、リサイクルの分担の比率は、これは人口比とは関係ないようですが、これはどういうふうに計算されているのですか。その2点の比率についてご説明頂きたいと思います。

○**村主安男理事** 先ず一借の件でございまして。一応、自治法の定めで一時借入れする場合の最高限度額を定めなあかんという定めがございまして、それに則って最高額ということで、大体予算の10%前後というふうに定めております。ただ、一借をするかどうかということになりますと、過去の状況を見る限りにおきましては61年度ぐらいまでは、年に数回一時借入れをしなければならないという財政状況があったように決算書なんか見れば、そのように見受けられますけれども、それ以降、62年度以降、分担金の負担の方法なり、納入方法の改正がありまして、それ以降一時借入金というのは、実際はやっておりません。後、分担率の話でございましてけれども、予算書の44ページに分担率を載せておりますが、ごみのことで今、ご質問がございましたので、ごみの関係で申しましたら、ごみ処理経費であれば変動経費というところの分担率を記載しておりますが、これは1年間の21年度ですので、20年の1月から12月までのごみの搬入量、各市町さんの搬入量の構成比でもって分担率を決めます。それで毎年変動すると、それから固定経費でありますとか、建設事業経費の分担率、これは毎年ではございまして、予算年度の前5年ですね、これの搬入量の割合で分担率を定めるということになっております。ですから21年度でございましたら、平成16年1月から20年12月までのごみの搬入量の各市町さんの割合、リサイクルであればリサイクルの搬入物の前5年の割合ということで、分担率を決めております。そういう意味での毎年その分担率は1年毎ですけれども、時点修正されていくというふうな関係になってきます。

○**水谷 修委員** 一借りを上限を定めなあかんというルールは知っているのですが、そんなに発生しないのに、こんな筒一杯書いておく必要があるのでしょうか。

何でも書いときゃいいというものではなくて、目途があつて借りんなん都合があつて、上限を定める訳ですから別に何でも書いときゃ良いと、これぐらい書いといたれということの良いのですかね。そりゃ間違いが無いからね、筒一杯書いときゃ、間違いが無いからいいのですけど、別に借りる当てもないのに、借りる目途があつて、このぐらいを上限にしとことというのが予算の文書だと思うのですが、とにかく書いとけという方法なのでしょうか。それから分担率ですが、それで変動するのは知っているのです。だから例えば去年から今年にかけて八幡は比率が上がって、他所のところは減ったりしていますよね、それはそんなに八幡がごみの量が増えたりしますか、変動が起こっている比率が、かなり変わっているのですが、因みに去年と今年の比率の変化が増えているのが八幡、八幡だけが増えているのですね。これごみが増えたのでしょうか。それは、それならそれでいいのです。それからリサイクルについても同様です。変動するのはいいです。こんなに市町によって比率のバラツキがあるというのは、それぞれの自治体の取組の問題だということなんでしょうか、その辺、少しご説明頂きたいと思います。

○**村主安男理事** 一借の件につきましては、何でもかんでもということではなくて、予算の10%前後を目安に設定しようということまで来ていますので、その水準が過大であるということであれば、それはそれで協議を致しまして、是正することは問題ございません。何も高く積んでおけばいいという考え方で定めているものではございません。それから、分担率ですが、構成比でございますので、例えば全体のごみ量が減っている中で、各市町さんが全体の搬入量に比べて少ない所とか、逆に増えている所とかがございますので、全体に占める割合ということになると、必ずしも全体量が減っているからといって、それに応じて各市町さんの割合が減るという関係にはならないだろうと考えています。後、例えばごみ処理経費であれば、1年の暦年で言いましたら、八幡市さんの例が今、出ましたので、21年度で1年間の搬入量というのは18,331.9トンです。20年度が18,269.86トンで62トンほど増えていることになる経費もございます。減少したり、増加したり経費ごとに、減少したり、増加したりしている関係で、差し引きすれば、お金に換算して8.8%増えているということになってきていると考えています。

○**水谷 修委員** ですから、これ歳入のところで聞いているので、結論はそういうことなんでしょう。要するに市町によって取組にバラツキがそれぐらい出てくる。率にしたらかなり20年度、21年度、市町の分担の割合が変更しているみたいなのですが、それぐらい市町によってごみの量の増減、結果として出ているのでしょうか。

○**村主安男理事** 例えばごみ処理経費の率を算定している、市町の可燃ごみなり、不燃ごみの総搬入量につきましては、前年度との比較で全量、総量的には約2千トンほどマイナスになっています。ただ、八幡市さんの場合は、62トンほど増えているという関係になります。

○**山本邦夫委員** 八幡の話が出たので別にそれで聞くわけじゃないですが、八幡の方

でちょっと原因分析をして分担金を下げてもらおうように市長も一緒に、それはそれであれですが、し尿の転廃業助成金の話で、これも前回、1年前もお聞きしているのいいんですが、過去のし尿の最高時の分担比率での計算ということになっているのかな、それが基準の年度というのは、何時のことなのかということをお教え頂きたいのと、それから具体的な計算方式が、どういうふうになっているのかということをお教え頂きたい。それから、下水道の整備とか、下水道への接続がぐっと進んでくる中で、当時の状況と社会状況も変わってきてるし、人口の動態も色々あって、例えば今後も含めて、30年間に亘って転廃業に対する補償をしていくということ、それはそれで合意をされていることですから、そういうことで進めていくのでしようけれども、逆にちょっと視点を変えて見た時に、八幡でも新興地、新しく転入して来られた方、実際にそういう分担金という形の中で、その方の税金なりが、過去のそういったハード部分の転廃業助成という形で、支出をされていくということに対しては、中々僕、合理的な、構成市町間では出来ると思いますよ、その構成市町間の約束事ということでやれば、良いのでしようけれども、対市民でいった時には、中々、僕自身はうまくその方が払われている税金が、過去のそういったことの転廃業の助成に回っているということ自体は、金額の多い少ないとかいうことじゃないですけども、その辺は僕は中々、うまく説明出来ないなと思っているのですけれども、その辺りはどういうふうにご考えておられるのか。その過去において、この基準自体が決められて、見直し等というのが、どの程度されてきたのかということも含めてお教え頂きたいと思っております。それから午前中の説明の中で、転廃業助成金のそれぞれの構成市町からの支出分担金については、今、現時点は凍結をさせているのですよね、それについてちょっと多少、僕メモを詳細じゃないのであれですが、今後どうして行くのかということでの検討も、分担金が今後の転廃業助成金の支出の見通しとかいうことの中で、多少言及されていた部分がありましたけれども、その点については現時点では、来年度も凍結で、それからその先についてはどういうふうにご考えておられるのか、今の時点で明言できるところで結構ですので、その考え方をお聞かせ下さい。それから来年度の予算で云えば、構成市町の分担金が前年度よりも多くなっているということの説明があって、この頂いている概要の資料で云えば、通常的な業務のところというのはそれほど大きく変わらない、当然、行財政改革という中での努力というのも効果はあるのでしようけれども、大きく変動する要因としては、例えば18ページのところにありますように、公債費の償還額がどうなっていくか、それから退職手当等がどういうふうになってくるのかということの、2つ大きな要素があるかなと思っているのですが、それでずっと21年度から28年度まで見た時に、例えば21年度で云えば、公債費償還額が13億7千万ほど、退職手当が3億7百万ほどですか、併せて16億7,700百万となるのですが、ずっとこの2つを足し算していくと、ピークが来年度なんですかね、だから、分担金については来年度はちょっときついでけれども、そこを頑張れば後は減少していく見通しというのは持てるのかなと、因みに足し上げた数字で見れば、22年度が14億、23年度が10億ほどで、それ以降は公債費償還額、退職手当について云えば、10億を切る水準で24年度以降いけるのかなというふうに思いますので、そういう点では分担金の今後の見通しというのは、来年度は構成市町、色々大変やけれども頑張ってくれという、その後で云えば、軽減されていくという

ことで見ていて良いのかどうかですね。その辺も含めて、分担金についての今後の見通しについて、聞かせて頂ければと思います。

○吉村 弘専任副管理者 分担金の今後の推移でありますけれども、大きくは今、先生おっしゃったように、いわゆる公債費ですね、借金の返済額が大きく影響致しますし、それによって40億を切るというような年度が、近く出てくるのじゃないかなと思っております。先ほど転廢の助成金の話が出ましたけれども、確かに例えば八幡で市民が転入されて来たということで、その市民が、いわゆる新市民と云いますか、その方が、転廢の基金まで分担しなければいかんということのお話がありましたけれども、これは分担金だけでは無しに、例えば市町のいわゆる借金がございましてね、そういった辺りもそうなのですが、転入されてきた市民が負担をするというのは、これ先生、一定社会のルールではないかなと思っているのです。その方達だけはそうしたら、その分は税金を軽減しますよということにはならないと思うのです。これは社会のルールとしてそういう事になっておりますので、そういう理解を頂いたらどうかと思うのでありますけれども、それが1つであります。それから、今現在、凍結を転廢助成基金しておりますけれども、18億の計画のところ15億で今ストップしているのです。後、3億なのですけれども、ご指摘のとおりこれからその3億の不足する分をどうするかということがある訳ですが、確かに将来的に分担金も下って参りますし、その下った部分で十分これでいけると云いますかね、この助成金の支払が出来るようなことも、一つの方法としてあると思うのですね、そういうことで、ですから積み立てるのか、或いは通常の毎年の分担金でやっていくのかということについては、もう一度市町と又、議論をさせてもらったらどうかと、何せ長いスパンのものでございますので、これまでは長いけれども、10年間でその3億円を1年3千万づつしていこうかという話があったり、色々しますので、通常の又、分担金でやっていくとか、色々ございますので、それは又、市町の財政当局とよく相談したいと、かように思っております。

○村主安男理事 転廢業助成経費の分担率の考え方ですが、これ自体につきましては、各市町のし尿の、最高搬入量の割合ということで、これにつきましても議決を頂いております。例規集にも別表で掲載をしておりますけれども、各市町さんで下水道整備が、昭和61年度から宇治市さん、八幡市さんで着手されましたので、その前年辺りが、し尿の最高量であろうという考え方の中で、その前年の量を最高量とすること、ただ、その時点では下水が進んでない、整備に着手していない団体など、整備計画が遅れる団体もございましたので、そういう団体については、し尿はまだまだ伸びていくだろうという当時の考え方を基本にしていまして、そういう意味で各市町さんのし尿の最高量、これを足しましよと、その総和に占める各市町さんの搬入量の割合、これで率を固定しましよというののが、算定の考え方です。これはやっぱりその量があるということは、そこまでの仕事があるということですので、その量までは協同で組合を運営している上では、責任分担として持つ必要があるだろうというふうな考え方です。それと減車補償の対象としている委託台数ですね、これもやっぱり一番量の多いところの台数になっておりますので、やっぱり最高の台数分を負担するに当たっては、各市町さんのそれに見合う仕事量の割合、これで

負担していきましようというのが、平成4年度だったと思いますけれども、その時の議会の中で議決を頂いて決定した分担割合でございます。

○今西敏輝業務課長 どのようにして算定したかということなのですが、先ず転廃助成金の3,500万につきましては、営業権の補償、所得相当額の補償、車両の売却補償、従業員の補償、従業員が解雇された場合の解雇補償ということで、3,500万円を算定させていただいているのですが、それにつきましては、平成4年度のし尿収集車両2トン車の委託単価を基本と致しまして、そして利益率これにつきましては、中小企業庁の中小企業の経営指標に掲載された一般廃棄物処理業の売上高対経営利益率ということで、11.6%で出させて頂いております。その次にこの年利率でございますけれども、これも建設省の直轄の公共事業施行に伴う損失補償基準ということで、営業権等を算定する場合の年利率8%を使わせて頂いております。転業に必要とする期間の所得の1年分を使わせて頂いております。金額につきましては242万3,648円ということで、それぞれ積み上げさせて頂いた額が3,500万ということなのですが、ただこれにつきましては、平成4年度の1台単価を3,500万と致しまして、次年度以降につきましては、総務省公表の消費者総合物価指数全国平均対前年度上昇率によるスライド制ということで、単年度ごとの単価をはじき出しているのですが、今までの、この4年から平成20年までの平均物価上昇率というのは0.28%が平均上昇率ということになっておりまして、今現在の今回予算計上させて頂いております1台当たり3,666万2千円という金額になっております。

○山本邦夫委員 公債費と退職手当の関係で、ちょっと先ほど分担金の将来の見通しの話で、これについては大体確認だけで良いと思っていますので、先ほどの答弁で結構なのですが、転廃業助成金の関係についてですが、それぞれの構成市町のところで、新しく転入されて来られた住民に対して、それぞれに抱える借金を皆で分かち合うのは当然のことですし、僕も当然のことだと思うのです。でも、例えば建設国債と国の財政法の問題とかでも、何故、例えば最近国の方もいい加減なところも、結構出て来ていますけれども、通常の赤字国債なんてのは、財政法上、本則では認めていないですよ、建設国債なんかについては、例えば60年間の償還ということを前提に認めていますけれども、それは何かと云えば、建設したのに対して、それは例えば、学校を造りました、道路や橋を造りました、それに対してそれはその時に、例えば平成20年度に建てた物でも、せいぜい25年であってもその住民が、その価値を共有出来るからそういうことが、後世の世代にその負担をつけるということで認めている訳なのですよね。今回ののは、じゃ、住民に対してですすよ、それでお聞きしますけれど、新しく今、転入されて来られた方に、この八幡市民、八幡市民だけじゃ無く他でもそうですよ、そりゃ一定の市町間のルールがあると思うので、それは当然保障するというのは僕、考え方としてはそれは全否定する訳じゃありませんけれども、先ほどの答弁、全く説明つかないじゃないですか、新しい住民に対してその支出によって、どういう新しい利益が発生しますか、その点はちょっとお聞かせ下さい。どのように考えておられるのか。それともう一つは、先ほどの転廃業助成金の考え方については、それぞれの市町の最高の搬入量の時点、

だから何年で切っている訳じゃなくて、それぞれ宇治市の最高搬入量であるとか、八幡の搬入量だとかそういったもので決められている訳ですね。そうしたらちょっと3市3町の最高時の年度と、その量と、その計算方法だけ、簡単で結構ですので教えて下さい。それでその他、細かい問題については、資料で計算方式については資料で頂ければと思います。

○**村主安男理事** 最高時の搬入量ということですが、宇治市さんの場合は、昭和60年1月から昭和60年12月までの搬入量51,676.64キロリッター、それから城陽市さんが平成元年の1月から元年12月の搬入量41,181.80キロリッター、八幡市さんが22,594.06キロリッターで、昭和60年1月から昭和60年12月まで、久御山町さんが5,946.64キロリッターで平成元年1月から平成元年12月、それからまだ宇治田原町さん、井手町さんの場合は、そういう意味では最高時にその時点で達しておりませんでしたのですが、一定時期で固める必要があるだろうということで、平成2年の1月から12月までの量を最高量としてみなしましょうということで、宇治田原町さんが5,152.65キロリッター、井手町さんが5,773.39キロリッター、今申しました3市3町の合計が132,325.18キロリッター、これ先程申しましたけれども、例規集の方で例規ではございませんけれども、経費の賦課金の負担割合を定めるについてということで別表で、今申しました内容のことを掲載致しておりますので、ご覧頂きたいと思います。量の算定は以上です。

○**稲石義一事業部長** この転廃業の補償制度によって新しく住民になられた方がどういった利益を受けられるのか、というご質問にお答えいたします。先ほど村主理事がお答えいたしましたように、各構成市町のし尿搬入量のピーク時、この割合を以って後年度の転廃業の助成をしていくという制度でございます。ピーク時には52台のし尿収集車両があり、これを順番に下水道の普及に伴って減車をしていく、その補償を制度化したものでございますから、新しく住民になられた方が、この制度によってどのような利益を受けられるかどうかといったものではございません。52台のし尿収集車を減車していく時に、各構成市町がどのように財政的な負担をしていくのか、そのことを十分に理解して頂かないとこの制度は成り立たないものでございます。下水道の普及に伴って、一般廃棄物処理事業の合理化に関する特別措置法という法律が昭和50年に定められまして、この趣旨を十分に尊重する中で、城南衛生管理組合では平成4年に制度化されたものでございます。従いまして、繰り返しになりますが、それ以降に住まわれた方の利益関係については切り離して考えて頂きたい、ご理解願いたいと存じます。

○**山本邦夫委員** だから、新しい価値は生まないですね、僕はこういう制度というのは、そういう減車補償をしていくというその考え方というのはある程度理解は出来ますけれども、それは一定の期間なりまたは、その時々それぞれの事業の進展等に応じて、事業の見直しというのは、必要な部分はあると思いますよ、当然ね。そのところがどう考えるのですかという、今すぐこういうのは止めなさいと云っている訳じゃないし、現に新しく転入されて来られた方には、何の価値も生まないという制度ですからね。そのところについては、在り方というのは考慮していく

必要があるのじゃないですかと言ったのです。新しい住民の方、人数がどんどん増えてくる訳ですよ、過去にこういう約束事がありましたかということで云っても、それは理解してもらわないといっても、それは新しい住民の方理解できないですよ、そんなことは。だからそういう事態になっていますよということは認識して、この制度は運用して下さいということですので。理解してもらわないと困りますよって、そんなこと云っても仕方ないでしょ。そんだけの年月が経っているのですから既に、一定の時期には、そういったことは見直していかないと、そこは減車補償も僕も必要制というのは認めていますから、ただし、過去に決めたものはそのまま通るといって良いのかということもありますし、それは色々分担金だって、でこぼこだって出てくるでしょうから、そののところは、年月が経てば経つほど、住民には理解され難いものになって、全然話は違いますが、行政改革の住民の理解が得られるようにと書いてありますけれども、今正に、住民の理解出来ないことというのは、今の答弁ではっきりしている訳でしょ。そのところはもう一度、別に今すぐこの制度をどうこうということではないですけども、やっぱり、年月が経てば経つほど、それは理解し難いものになってきているということだけは確認しておきたいと思っておりますけれども、特に答弁はいりません。

○久保田 勇管理者 山本議員さんおっしゃることはよく分かります。確かに後で転入された住民ということになりますと、おっしゃることはよく分かります。では、誰が負担するのかという論議になる訳です。そうしたらその当時、基準を決めた時に住んで頂いた方だけが、ずっと永久に負担をするのか、これは不可能であります。そこから転出をされる方もおられます、亡くなられた方もおられます。そういうことから考えますと、新住民といえども、その先祖さん、又、自分が何処から来られた、新しく生まれた方は何のあれも無いけれども、先祖さんが何処に住んでいたかということからいきますと、私は当時、自分のとこが必要とした、それぞれの町が必要とした部分を、町としてしっかりやっていくと、これは住民がどうのこうのという話じゃなくて、やっぱり構成団体として、しっかりそのことを守っていくと、これはじゃあ他に何か、負担をして頂く財源があるのか、行政の場合どうしても税しかありませんから、結果的には税から負担をしなくてははいけない。そういうことになりますと、新住民とか当時おられた方という理屈は、私はそこだけでは割り切れないというふうに思っています。ですから当時の市として、責任を持って一緒に、これは共同体でやっていますから、そのことをお互いが分担するというルールは、私は一定理解を頂けるといふふうに思っております。

○山本邦夫委員 質問止めようかなと思いましたが、例えばそういうこと云えば、先祖がどうのこうのなんて話をすれば、これ全国で同じようなことをやっていけば、先祖はどっかに、やはるのやから、その新しく住民に来られた方は、そのところで負担をされているのですからね、今の理屈というの、また、それはそれでオールジャパンで考えた時には成り立たない話なのです。だから、その方は別の所で負担をされているのですから。それで構成市町単位で考えることというのはありますけれども、例えばじゃ、その基準を決めた時に、八幡で云えばもう下水道の普及率は96%行っていますよね、例えばじゃ、今日的に新しい基準を引き直

したとすればどうなのかと云えば、僕はそれぞれあんまり他所のこと口出しするつもりも無いですけど、下水道の整備って今物凄くお金も掛かりますから、八幡は偶々早い時期にやったから良かったなと思っていますけど、じゃその基準を決めた後、積算してし尿処理を利用した積算量というのは、どう考慮するんだと、基準をいっぺん決めただけで、それで終わって良いのかというのもあるのですね、時間が経てば経つほど、八幡の分は当然、今後も発生する減車に対しては補償しなくっちゃいけないと僕も思いますよ、でも同時に基準を決めた後から時間が、年月が経てば積算の収集量というのを考慮しなくちゃいけないでしょ。そこは全く考慮されて無い、その瞬間で、構成比で割り出しているだけの、今の基準の立て方ですから、僕は今の基準の立て方自身には疑問をもっているのです。長い年月、例えば確かに昭和60年ですか、そういう時にはそういう基準で立てた、そこからでも、20数年経っていて、その間に、例えばし尿処理の車の利用で云えば、それぞれの構成市町のその積算量は、じゃどうなるんだと、それも当然長い年月が経てば瞬間的にも、短い期間でこの分を払いましょうと、20年で払いましょうということなら分かりますけど、ずっと長い期間経って、これから平成30何年まで見通している訳でしょ、そういうふうを考えるには、何処かでもう一度新しい要素も、僕は時間の経過で、積算すべきやというのも思います。その結果どうなるか知りませんよ、八幡の負担が増えたらどうしようとかいうのもありますけれども、それは個々の市町村の問題というのもあるかも知れませんが、ある程度一定の年月が経った時点で、新しい基準という要素も考えるべきじゃあないのかなと、僕は問題指摘をしてるだけの話なんで、逆に云えば、分かりやすいことで云えば新しい住民の方には、僕自身は説明する根拠を持っていませんので、ちょっとそういう疑問を投げかけさせてもらったので、その辺ちょっと答弁ということでもないですから、一応理解してもらえたと思います。

[総括]

なし。

[討論]

なし。

[採決]

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第 1 号

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 21 年 2 月 12 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例（平成 14 年城南衛生管理組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の表中

「

京都府久世郡久御山町大字佐古小字梶石 1 - 3

」

を

「

京都府久世郡久御山町佐古梶石 1 - 3

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 3 月 28 日から施行する。

提案理由

久御山町区域内における字の名称の変更に伴う規定整備を行うため、本案を提案するものであります。

議案第 3 号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 21 年 2 月 12 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和 48 年城南衛生管理組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

3 平成 21 年度に支給する地域手当に関しては、第 4 条の規定にかかわらず、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年城南衛生管理組合条例第 2 号）附則第 10 項の規定は、適用しない。

（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年城南衛生管理組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 項中「平成 22 年 3 月 31 日までの間」の次に「（給与条例第 22 条に規定する管理者が定める職にある職員に関しては、平成 21 年 3 月 31 日までの間）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

専任副管理者及び管理職員に対して支給する地域手当の見直しに伴う規定整備を行うため、本案を提案するものであります。

議会議案第 1 号

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 21 年 3 月 26 日提出

城南衛生管理組合議会

議員 関谷 智子
森田 泰雄
横山 博
上林 昌三
相原 佳代子
塚本 五三藏
平田 研一

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合議会委員会条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「総務常任委員会 7 人」を「総務常任委員会 11 人」に、
「し尿処理常任委員会 8 人
し尿処理に関する事項
ごみ処理常任委員会 7 人
ごみ処理に関する事項」を
「廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会 11 人
廃棄物処理に関する事項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

本組合議会常任委員会の名称、定数及びその所管事項を整理するため、本案を提案するものであります。